

一般社団法人長野県農業会議 第 121 回常設審議委員会の概要

令和 8 年 4 月 15 日（水）に長野市「JA長野県ビル」において開催した、第 121 回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

(1) 第 1 号議案

農地法第 5 条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 報告事項

(1) 令和 8 年度農政部の主要施策の概要について

資料③により説明しました。

(2) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書の回答について

資料④により説明しました。

一般社団法人長野県農業会議 第121回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和8年4月15日
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者30人、出席者24人（敬称略）

○印は出席者

氏 名			
正副会長	24 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○
常設審議委員	2 小山田 武 ○	3 片岡 正夫 ○	4 小泉 幸善 ○
	5 氣賀澤道雄 ○	6 高田 清人 ○	7 高橋 徳 ○
	9 佐原 悦司 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 柳澤 雅仁 ○
	12 神林 利彦 ○	13 曾根 信一 ○	14 増田 善行 ○
	15 沼田 浩子 ○	16 神農 佳人	17 中村 光男 ○
	18 眞島 実	19 宮澤 清志	20 村山 一善 ○
	21 平林 孝保 ○	22 新芝 正秀 ○	23 長谷川 孝治
	25 依田 明善	26 日基 正博	27 浅田みさ子 ○
	28 高林 敬子 ○	29 小林 文彦	30 小林 茂樹 ○
県等	県農政部農業政策課 小船井企画幹、市川農業団体・共済係長、野村農地調整係長		
事務局	小林専務理事兼事務局長(前掲)、坂下部長、土屋部長、山際部長代理、中島審議役、松田農地係長、土屋主査、高嶋主任、岩瀬主事、倉田囑託		

一般社団法人長野県農業会議 第121回常設審議委員会次第

日 時：令和8年4月15日（水）13:30～

場 所：長野市 JA長野県ビル12階 「12B会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案

農地法第5条の規定による意見回答について

7 報告事項

(1) 令和8年度農政部の主要施策の概要について

(2) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書の回答について

8 その他

(1) 農業者年金の加入推進について

(2) 令和8年度全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会の開催
について

(3) 次回の開催計画について

5月15日（金）13:30～ JA長野県ビル12階 「12A会議室」

9 議長退任

10 感謝状贈呈

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(令和8年3月13日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

3月13日	第120回常設審議委員会	(長野市)
3月17日	情報事業担当者会議	(Web)
3月25日	第11回臨時総会	(長野市)
3月25日	第56回臨時理事会	(長野市)

(2) 農政・農地部関係

3月13日	第10回県農業委員会協議会	(長野市)
4月8日	地区常設審議委員会	(小諸市、伊那市、塩尻市)
4月8日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	()
4月10日	農業委員会事務局新任職員研修会	(Web)
4月10日	県農業団体災害対策協議会幹事会	(長野市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

3月13日	「雇用就農資金」現地確認調査	(東信3経営体)
3月17日	〃	(中信2経営体)
3月19日	〃	(東信2経営体)
3月24日	〃	(中信1経営体)
3月31日	〃	(中信2経営体)

2 組織関連の会議

3月13日	信州水田農業経営者会議第38回定期総会
3月16日	県農業開発公社事業推進会議
3月19日	全国農業会議所臨時総会
3月19日	県農業法人協会第5回理事会
3月26日	農業委員会女性協議会北アルプス支部視察研修会
3月27日	山ノ内町農業委員会との地域計画の打合せ
3月27日	県国際農友会正副会長会議
4月7日	東御市農業委員会新任研修
4月7日	都道府県農業会議・全国農業会議所新任職員研修会
4月9日	県鉢花園芸組合第1回役員会
4月9日	都道府県農業会議新任事務局長研修会
4月9日	県農業法人協会理事会・情報交換会・総会
4月14日	松塩筑安曇農業委員会協議会定期総会
4月14日	情報事業推進会議

3 その他の会議

3月18日	県農業再生協議会担い手・農地部会
3月19日	「風さやか」推進協議会幹事会
3月23日	県主要農産物奨励品種審査会
3月23日	県土地改良事業団体連合会第68回通常総会・事業功労者表彰
3月24日	県農業開発公社評議員会
3月24日	県原種センター第26回通常総会
3月24日	県農業再生協議会総会
3月26日	県農業担い手育成基金臨時総会
4月 3日	県農業気象協議会
4月13日	県農政部関係場所長等会議

一般社団法人長野県農業会議 常設審議委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県農業会議定款（以下、「定款」という。）第48条の規定に基づき、一般社団法人長野県農業会議の常設審議委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、定款第43条第1項第1号に掲げる次の事項の処理を任務とする。

- ① 農地法第4条第4項及び第5項に定める事項
 - ② 農地法第5条第3項に定める事項
 - ③ 農地法第18条第3項に定める事項
 - ④ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の第6項、第7項に定める事項
 - ⑤ 農業経営基盤強化促進法第5条第6項に定める事項
 - ⑥ 土地改良法第97条第6項に定める事項
 - ⑦ 土地改良法第98条第9項に定める事項
 - ⑧ 土地改良法第99条第10項に定める事項
 - ⑨ 土地区画整理法第136条第2項、第3項に定める事項
 - ⑩ その他法令に基づく事項
- 2 前項のほか、定款第43条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を処理する。
- 3 定款第43条第2項の理事会への報告は、第1項及び第2項の事項の処理後、開催される直近の理事会に行うものとする。
- 4 第1項に掲げる事項については、委員会の議決をもって、都道府県農業委員会ネットワーク機構の決定とする。

(常設審議委員)

第3条 委員会は、常設審議委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 1 委員は、会長及び副会長、専務理事のほか、次に掲げる委員の資格を有する者のうちから、会長が理事会の了承を得て選任する。
- | | |
|-------------------------------------|------|
| ① 定款第6条第4項第1号の会員が推薦した者 | 15人 |
| ② 定款第6条第4項第2号の会員が推薦した者 | 7人以内 |
| ③ 定款第6条第5項第2号の会員の代表者 | 1人 |
| ④ 定款第6条第5項第3号の会員の代表者 | 1人 |
| ⑤ 定款第6条第5項第4号の会員のうちから推薦した法人又は団体の代表者 | 3人 |

⑥ 定款第6条第5項第5号の会員のうちから推薦した法人又は団体の代表者 3人

- 2 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。
- 3 委員は、定款第44条第3項に掲げる場合には、その地位を失う。

(会議の開催等)

第4条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、副会長が委員会を招集する。

- 2 委員会は、毎月15日(年12回)を定例日とし開催するほか、必要に応じて開催できるものとする。なお、その日が休日等の場合には、その前の平日とする。
また、会長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の7日前までに、書面をもって議題、日時及び場所その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、3日前までに通知することをもって足りる。
- 3 委員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長の出席がないときは、副会長があたる。副会長も出席できないときは、出席委員のうちから互選する。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、事情により出席できない委員は、あらかじめ他の委員へ委任状を提出した場合は、出席者とみなす。
- 5 委員会は、その議決によって延期又は続行することができる。この場合においては、第2項の規定を適用しない。
- 6 第2条に掲げる処理事項がないことが判明した場合には、開催しないことができる。この場合は、会長が3日前までにその旨を委員に通知する。

(会議の公開)

第5条 委員会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められた場合には、会長の決定により非公開とすることができる。

- 2 委員会を公開する場合には、別に定める傍聴要領によるものとする。ただし、議案書等に記載されている個人情報とは公開しない。

(議席の決定)

第6条 委員会の議席は、議長が決定する。

(審議方法)

第7条 第2条第1項第1号及び第2号に規定された農地法に関する事項については、別に定める「一般社団法人長野県農業会議農地審議要領」に基づき審議するものとする。

2 前項に定める以外の農地法並びに農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法、土地改良法、土地区画整理法及びその他の法令に基づく事項については、長野県の管轄部局から説明を聴いた上で審議するものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(決議)

第9条 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常設審議委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(採決の方法)

第10条 採決は、起立又は挙手による。ただし、重要な事項については投票による。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、出席した委員中に異議がないとき、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席した委員から異議があるときは、議長は前条に定める方法で採決しなければならない。

(決議の省略)

第11条 委員会の開催が災害等やむを得ず困難と会長が判断し、委員全員が書面又は電磁的記録により同意した場合、その審議する提案について委員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第12条 委員会の議事について、定款で定めるところにより議事録を作成する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(委任規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、令和5年6月2日から施行する。
- 3 この改正規程は、令和7年6月3日から施行する。

長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議 農地審議要領

平成 25 年 3 月 15 日制定
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 2 月 14 日
改正 令和 6 年 4 月 15 日
改正 令和 7 年 6 月 3 日

第 1 趣旨・方針

長野県農業委員会ネットワーク機構一般社団法人長野県農業会議(以下、農業会議)定款(以下「定款」という。)第 6 章第 43 条第 1 項第 1 号の規定のうち、農地法の規定に基づく農業委員会からの意見聴取事案に係る審議(以下「農地審議」という。)については、この要領の定めるところにより、農業委員会と農業会議が連携協力し、公平・適正な審議を行うこととする。

第 2 農地審議の方法

- 1 常設審議委員会(定款第 6 章の常設審議委員会、以下「委員会」という。)の審議については、農業会議常設審議委員会運営規程(以下、「運営規程」という。)の定めるところによる。
- 2 農地審議について、十分な審議により公平・適正化を図るため、地区の農業事情に精通した常設審議委員(定款第 44 条の委員、以下同じ。)による、地区常設審議委員会(以下「地区委員会」という。)を設け、意見集約を行い、委員会において審議し許可相当の可否を採決する。
- 3 地区委員会の開催が、自然災害等やむを得ない事情により困難であると農業会議会長が判断した時は、地区委員会を省略し、常設審議委員会で審議することができる。

第 3 地区委員会

1 地区委員会の設置・招集等

- (1) 地区委員会は、東信、南信、中信、北信の 4 地区に設置し、地区常設審議委員(それぞれの地区の農業会議常設審議委員会運営規程第 3 条第 1 項①に規定する者(以下「地区委員」という。))、農業委員会、農業会議事務局で構成し、農業会議会長(以下「会長」という。)が招集する。
- (2) 地区委員会は、原則として毎月 10 日に開催する。その日が休日等の場合は、その前の平日とする。ただし、審議事案が無い場合は開催しない。
- (3) 地区委員会は、地区委員の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 地区委員会は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合には、地区委員会の

- 議長の決定により非公開とすることができる。地区委員会の公開は、別に定める傍聴要領による傍聴のみとし、議案書等個人情報に係る情報は公開しない。
- (5) 地区委員会では、適正な審議を行うため、法令を所管する県担当部署や有識者の出席を依頼し、助言を求めることができる。

2 地区委員会の審議・意見集約

- (1) 地区委員会は、農業委員会から意見を求められた事案について、農業委員会からの説明を求め、関係法令の規定に基づき構成員から広く意見を求めて審議し、「許可相当」又は「不許可相当」について意見を集約する。
- (2) 地区委員会の議長は、地区委員が交替で務める。
- (3) 議長は、事案ごとに「許可相当」又は「不許可相当」について、議長を含める出席地区委員の過半数を持って決する。同数のときは、議長が決する。
- (4) 「不許可相当」の事案について、議長はその理由を付す。
- (5) 議長は、同月の委員会で地区委員会の意見集約結果を報告する。特に「不許可相当」の事案は、その理由も併せて報告する。
- (6) 地区委員会は、地区委員や委員会の要請により、事案の現地調査を行うことができる。
- ア 現地調査の日程調整・設営等は、該当する農業委員会が行う。
- イ 現地調査は、地区委員が行い、農業委員会が現地で説明する。
- ウ 調査結果は、委員会において当番議長が報告する。
- (7) 地区委員会の議事録は、農業会議事務局が作成し、地区委員が署名し保管する。

3 地区委員会の事案・説明

- (1) 地区委員会で審議する事案は、農地法の第4条及び第5条に規定する農地転用案件とする。
- <意見聴取を要する事案>
- ① 農地転用面積が30アールを超える事案
 - ② 営農型太陽光発電設備の支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える事案
 - ③ 農地転用面積が30アール以下の事案であって、農業委員会が特に必要と認める事案
- (2) 議案説明は、農業委員会が行う。

4 地区委員会の議案書等

- (1) 地区委員会の議案書及び添付資料は表1のとおりとし、事案を提出する農業委員会において作成し、表1の参考資料を添えて総会后速やかに農業会議へ提出する。
- (2) 地区委員会で配付した資料は、個人情報保護のため「農業会議個人情報保護規程」(以下、「保護規程」という。)に基づき取扱い、第三者に提供してはならない。
- また、地区委員は、同月の委員会の審議に議案書等を持参して、委員会の資料として活用する。

農業委員会へ配付した資料は、地区常設審議委員会終了後、農業会議事務局が回収し処分する。

- (3) 農業委員会は、議案書及び資料等の作成にあたって、十分な審議が行えるよう資料の精査に努める。
- (4) 農業会議は、農業委員会から提出のあった議案書及び添付資料を整理し、地区委員会に持参する。
- (5) 地区委員会終了後の議案書の修正・変更については認めないものとする。ただし、申請者等のやむを得ない事由で、修正の必要が生じた場合は、農業委員会は委員会までに、農業会議事務局の承諾を得た上で、議案書を修正することができるものとする。この場合、農業会議事務局又は農業委員会は、委員会の開催日前までに、修正内容、経過を速やかに地区委員に報告し、了解を得るものとする。

<表1 説明・添付資料及び参考資料>

説明・添付資料	参考資料
<ul style="list-style-type: none"> ○議案書（別紙様式1） ○周辺地図（計画施設の位置、周辺の状況が判断できるもの） ○計画施設の配置図 ○計画施設の利用計画図 ○営農型発電施設にあつては、「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知）及び「長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議について」で示された様式（添付書類含む） ○その他、農業委員会が必要と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取にあつては、農地法第4条第1項の規定による許可申請書（国が定めた農地法に係る事務処理要領（以下、事務処理要領という）様式例第4号の1）の写 ○農地法第5条第3項の規定による意見聴取にあつては、農地法第5条第1項の規定による許可申請書（事務処理要領 様式例第4号の2）の写 ○農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書（事務処理要領 様式例第4号の3） ○その他、農業会議が必要と認めるもの

第4 委員会の審議

- 1 委員会の開催及び運営等については、運営規程の定めるところによる。
- 2 委員会における農地法第4条及び第5条の規定による審議については、次によるものとする。
 - (1) 説明は、第3の3の(1)の①は農業会議事務局が行い、第3の3の(1)の②及び③は原則当該事案の農業委員会が行う。
 - (2) 地区委員会における審議経過及び意見集約結果については、地区委員会の議長の報告をもって審議する。
 - (3) 委員会が、現地調査を必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

- 3 委員会における審議結果については、速やかに電子メールにより農業委員会へ回答する。このメールは公文書扱いとする。
 - (1) 回答には、審議経過等を踏まえ、必要に応じ意見に条件を付すことができる。
 - (2) 不許可相当の回答をするときは、その理由を付す。
 - (3) 審議議事録は、運営規程の定めるところによる。

4 委員会の議案書

- (1) 農地法に関する議案書は、地区委員会終了後、農業会議が事案を取りまとめる。
- (2) 議案書は、個人情報保護のため「保護規程」に基づき取扱い、第3者に提供してはならない。

第5 その他

この要領に定めるものの他、農地審議に必要な事項は、その都度、委員会において定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この改正要領は、令和2年2月14日から施行する。
- 5 この改正要領は、令和6年4月15日から施行する。
- 6 この改正要領は、令和7年6月3日から施行する。

(別紙様式1)

(法第4条関係)

申請 番号	所 在	地番	登記簿地目		農 派	面積 (㎡)	地種	申 請 人	形 態			申請事由	備考
			現況地目	農派					用 途	設 置	施設面積 (㎡)		

(法第5条関係)

申請 番号	所 在	地番	登記簿地目		農 派	面積 (㎡)	地種	貸渡人又は貸主 (貸人)		形 態	申請事由	備考
			現況地目	農派				貸 主	借 主			

記入方法は、「ネットワーク機構(一社)長野県農業会議」への意見聴取「議案書」の作成等に係る留意事項」参照

1 意見聴取「議案書」の作成に係る留意事項

該当する欄	留意事項
全般	同一事業の場合は、譲渡人が複数の場合であっても、1行にまとめて記入（契約内容が異なる場合を除く） ※農地情報公開システムでの議案書の出力においては、申請受付画面の申請対象タブで、代表地を選択することで、1行にまとめて出力が可能
権利	以下のいずれかを記載。 ・無償・自作地 ・有償・自作地 ・相続 ・小作処分地
農振	以下のいずれかを記載。 ・農振地域・農用地区域 ・農振地域・農用地区域外 ・農振地域外
面積	転用面積を小数第2位まで記載。
地種	以下のいずれかを記載。 ・甲種 ・第1種 ・第2種 ・第3種
譲渡人	競売の場合は記入不要。
職業	譲渡人、譲受人氏名の下部に記載。
形態	以下のいずれかを記載。 ・転用 ・一時転用
用途／施設	以下のいずれかを記載。 ・[農地法]住宅用地／農家住宅 ・[農地法]住宅用地／一般個人住宅 ・[農地法]住宅用地／集団住宅その他 ・[農地法]公的施設用地／学校用地 ・[農地法]公的施設用地／公園・運動場用地 ・[農地法]公的施設用地／道水路・鉄道用地 ・[農地法]公的施設用地／官公署・病院等公的施設 ・[農地法]工・鉱業(工場)用地 ・[農地法]商業・サービス等用地／店舗等施設 ・[農地法]商業・サービス等用地／流通業務等施設 ・[農地法]商業・サービス等用地／ゴルフ場 ・[農地法]商業・サービス等用地／その他のレジャー施設 ・[農地法]その他の業務用地／農林漁業用施設 ・[農地法]その他の業務用地／駐車場・資材置場 ・[農地法]その他の業務用地／土石等採取用地 ・[農地法]その他の業務用地／再エネ発電設備 ・[農地法]その他の業務用地／その他 ・[農地法]植林 ・[農地法]その他分類不能・不明

該当する欄	留意事項
施設	農地法第4条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(1)転用事由の詳細に記載の用途または農地法第5条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(1)転用の目的を記載
施設面積 (㎡)	施設面積を小数第2位まで記載。 ・建築物がある場合は建築面積を、建築物がない場合は敷地面積を記入 ・宅地分譲の場合は、記載不用 ・太陽光発電施設は、パネル面積を記入
申請事由	農地法第4条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(1)転用事由の詳細に記載の事由の詳細または、農地法第5条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(2)権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細を記載
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の判断(許可相当・不許可相当)を記入 ・不許可の例外の根拠を記入 ・権利関係(貸借・使用貸借・売買など)を記入 ・都市計画法に基づく区域区分、地域区分を記入 ・農業以外の土地利用計画との調整を了している場合に略称を記入 ・開発許可の有・不要を記入 ・計画変更の有無を記入 ・一時転用の場合は、転用期間を記入 ・農振除外の有無及び除外日を記入 ・以下の場合には、全体面積を記入 <ul style="list-style-type: none"> ア 農地以外の土地と一体の事業で、計画地に農地以外の土地が含まれている場合 イ 既存施設を拡張する場合 ・同時に申請された事案がある場合は、該当する議案番号を記入 ・建売住宅、宅地分譲の場合には、1区画当たりの最大最小区画面積及び区画数を記入 ・登記簿面積と実測面積が著しく異なる場合は、実測面積を記入 ・転用目的が太陽光発電施設の場合、発電出力を記入(パネルの枚数は記入しない) ・転用目的に駐車場を含む場合、駐車台数を記入 ・個人住宅の転用面積が、一般住宅の場合は500㎡、農家住宅の場合は1,000㎡を超える場合、その理由(例えば、「不整形地」、「傾斜地であり有効面積〇〇㎡」など)を記入 ・家庭菜園を設置する場合、面積を記入 ・その他、必要に応じて事業計画内容を簡潔に記入

2 意見聴取時の添付資料

(1) 常設審議委員会提出資料

ア 周辺地図(計画施設の位置、周辺の状況が判断できるもの)

イ 計画施設の配置図

ウ 計画施設の利用計画図

エ 営農型太陽光発電施設にあつては、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知)及び「農業会議が定めた営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料」で示された様式(添付書類含む)

オ その他、農業委員会が必要と認めるもの

(2) 参考資料

ア 農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取にあつては、農地法第4条第1項の規定による許可申請書(事務処理要領 様式例第4号の1)の写

イ 農地法第5条第3項の規定による意見聴取にあつては、農地法第5条第1項の規定による許可申請書(事務処理要領 様式例第4号の2)の写

ウ 農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可申請書に係る意見書(事務処理要領 様式例第4号の3)

エ その他、農業会議が必要と認めるもの

長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議について

長野県農業委員会ネットワーク機構
(一社) 長野県農業会議

令和2年2月14日 制定
改正 令和6年4月15日

1 趣旨

「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知)(以下、「ガイドライン」という。)に沿って、適正な設備導入を進めるため、営農型太陽光発電設備に係る一時転用許可について、長野県農業委員会ネットワーク機構(以下、「ネットワーク機構」という。)が円滑な審議を行うために必要な事項を定める。

2 営農型太陽光発電設備に係るネットワーク機構への意見聴取について

(1) 新規案件

営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する品目や栽培方法は多様化しており、県内での栽培実績が乏しい品目を導入する事例も見受けられるとともに、市町村農業委員会での審議事例も少ない状況にある。

このような状況を踏まえ、県内外の事例等を含めた的確な情報提供を行うとともに、優良事例の紹介や制度の改善に繋げるため、極力、意見を聴取されたい。

(2) 再許可案件

新規案件の一時転用期間中の営農実態を把握し、目標との比較検討等を行うとともに、制度の改善に繋げていくため、極力、意見を聴取されたい。

なお、意見を聴取せず、農業委員会の判断等により再許可とする場合には、一時転用期間中のガイドラインの(別添)の3に定める「別紙様式例第10号栽培実績書」及び「別紙様式例第11号収支報告書」の写しを、ネットワーク機構へ情報提供されたい。

3 ネットワーク機構の農地審議について

営農型太陽光発電設備については、適正な農地審議を行うため、次の資料を用いて審議するものとする。

別紙 「営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料」

営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料

1 基本事項

農業委員会名	
農地転用許可区分	

2 転用事業の概要

	項 目	申請内容
(1) 転用申請地の概要	①農地区分	
	②設置する農地面積	
	③発電設備の下部の農地面積	
	④転用面積(支柱等部分)	
(2) 申請者等情報	①農地所有者	
	②営農者(年齢)	
	③後継者(年齢)※任意記載	
	④設置者(発電事業者)	
(3) 営農計画	①作物名	
	②単収見込み	
	③地域の平均単収 ※地域のJA等>市町村> 県>国の順で採用のこと	
	④生産量見込み	
(4) 下部農地における収支の見込 (注1)	①年間収入金額 (A)	
	②年間支出金額 (B)	
	③年間収益(C) = (A) - (B)	
(5) 発電計画	①発電設備の種類	
	②発電出力	
	③パネル等の設置数等	
	④事業計画認定状況	
	⑤売電予定単価	
(6) 申請事由		
(7) 農業委員会の意見		

(注1) 収支については、ガイドラインの(別添)の2に定める別紙様式例第1号の3の表において、同2の(5)の「単収見込み」に初めて達する年の数値を記入すること。

なお、ガイドラインの(別添)の2に定める別紙様式例第1号の2の(5)のイの場合は、同3の表の10年目の数値を記入すること。

3 農地転用の確認事項

(令和6年3月25日5農振第2825号農村振興局長通知の(別添)の2の(2)のウを除く確認事項等)

項 目	確認状況
ア 転用期間等に関する事項	
a 転用期間	3年 ・ 10年 ・ その他 (年)
b 営農の適切な継続が前提であること	
イ 支柱等に関する事項	
※設置方法がわかる図面を添付	
a 簡易な構造で容易に撤去ができること	
b 支柱の面積が必要最小限であること	
c 変電設備等附随する設備が原則として近隣の農地以外の場所であることやむをえず農地を転用する場合には規模及び位置が適正であること	
エ 営農状況の確認に関する事項	
a 毎年の栽培実績及び収支の報告が適正に行われると認められること	
オ 日照量等に関する事項	
a 農作物の生育に適した日照量が確保された設計であること ※知見を有する者の意見書、又は先行事例の関係書類を添付	
カ 発電設備の設置に関する事項	
a 設備の支柱の高さ、間隔等からみて農業機械を効率的に利用する空間が確保されていること ※配置図、側面図、立面図等を添付	
キ 周辺農地に関する事項	
a 周辺農地への影響の確認	
b 雨水排水の対策	
c 土地改良区との調整状況 ※改良区内の農地の場合は、意見書を添付	土地改良区の名称： _____ 調整状況：
d (農用地区域の場合) 農用地の集団化の状況 (中間管理権の設定状況等)	
ク 地域計画に関する事項 (注2)	
a 地域計画の区域内の農地の利用集積、その他農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内であること	

ケ 撤去に関する事項	
a 撤去に必要な資力及び信用があること	_____により確認した
コ 電力系統の連系に関する事項	
a 電力会社との接続契約の状況	契約済 ・ 申込中
サ その他	
a 申請者に対する制度の説明状況 ※別紙様式例第 10 号の栽培実績書、別紙様式例第 11 号を証拠書類として毎年報告することなど	
b 設置者と営農者が異なる場合には、一時転用許可と法第 3 条第 1 項の許可が同時に当該権利を設定されること	
c 設置後の農業委員会等による確認体制 ※JA等による営農指導、農業委員会による営農状況の確認体制等	
d 下部の農地において栽培する作物についての知見を有する者の意見書 ※一般的な意見書(論文等や、当該事業に対する意見書であることが明記されていないもの)でなく、別紙様式例第 3 号に沿った「当該事業について」の意見書であること	
【発電出力 10kw 以上の地上設置型太陽光発電施設の場合のみ記載】 e 「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づく基本計画書の提出、及び関係住民等への説明会の開催と出された意見への対応状況	

(注 2) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電施設を設置する場合のみ記入する。

4 農地転用の審査事項（下部農地における営農の適切な継続に関する事項）

（令和6年3月25日5農振第2825号農村振興局長通知の（別添）の2の（2）のウ）

（1）基本事項

項 目	計 画 内 容
①作物名	
②当該作物の栽培経験年数	
③栽培に関する指導機関等	
④当該作物の栽培面積（営農者の全栽培面積）	
⑤うち営農型太陽光発電設備の下部の農地での栽培面積(A) (㎡)	
⑥単収見込み(B) (kg/10a)	
(B)の根拠	
⑦栽培する作物の地域の平均的な単収(b) (kg/10a)	
(b)の出典（根拠）	
⑧生産量見込み(C)=(A)×(B)	
⑨栽培作物の作型（畝間、株間）	
⑩労働力（うち臨時雇用）	

（2）営農の継続性に関する事項

確実な営農の継続性を審査するため、以下の資料を添付すること。

- ① ガイドラインの（別添）の2に定める別紙様式例第1号の3
- ② 別添参考資料（販売計画）

(別添参考資料(販売計画))

1 営農型太陽光発電設備の下部農地での年間収入金額のうち「販売金額」に関する事項

項目	収獲年										販売先と単価の根拠	
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
収獲量(kg)												
販売量 (kg)												
(A)												
合計												
販売単価 (kg/円)												
(B)												
平均単価												
販売金額 (円)												
(C) =												
(A) × (B)												
合計(※)												

販売先(計画)が複数ある場合には、販売先ごとに販売量、販売単価、販売金額の計画を記入する

※の販売金額「合計」は、ガイドラインの(別添)の2に定める別紙様式例第1号の3の表の「販売金額」数値と一致するよう記入する

①-2

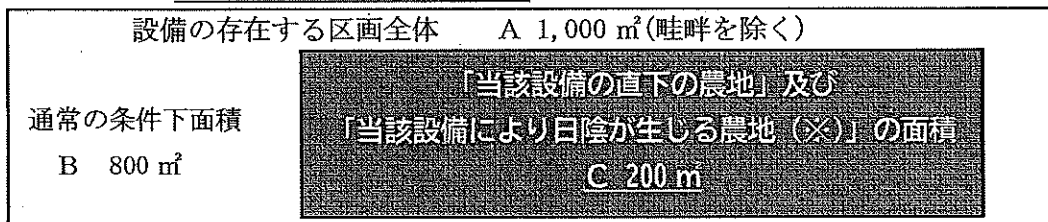
「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について
(令和6年3月25日農振第2825農水省農村振興局長通知)に係る
「下部の農地における単収見込み」及び「単収実績の判定」の考え方について

長野県の農業委員会においては、営農型太陽光発電施設に係る一時転用に係る「下部の農地において栽培する農作物の単収」について、一時転用許可の判断に当たって、改正ガイドラインで国が求めている内容、農業委員会が下部農地の申請者に求めることができる事項は以下のとおりとする。

【改正ガイドライン2の(2)一時転用許可基準】

a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が存在する市町村の区域内の平均的単収と比較して概ね2割以上減少する場合(に該当しないこと)

1 BとCを「明確に区分できる場合」とは



単収見込みは 設備の直下 → C 200 m²の単収を記載

※ 現地では、「当該設備の直下の面積」が目視などで確認できれば良く、申請者は、「当該設備により日陰が生じる農地」を杭などにより区分する必要はない

2 1以外の場合

単収見込みは 区画全体(畦畔を除く)の単収を記載

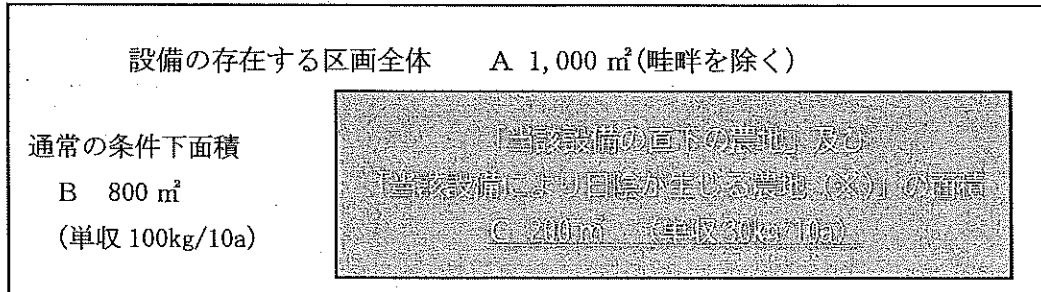
参考(農林水産省 営農型太陽光発電の実務用Q&A(令和6年5月(改定版))の抜粋)

問12 農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか?

農地の一区画の大半において、通常の条件下での耕作を行い、その区画の一部分のみに営農型太陽光発電設備を設置する場合で、通常の条件下での耕作を行う部分と明確に区分できる場合は、区分した部分のみ下部農地とすることも可能と考えます。

【参考事例】

○ 区分せずに「区画全体」で単収を見た場合の例



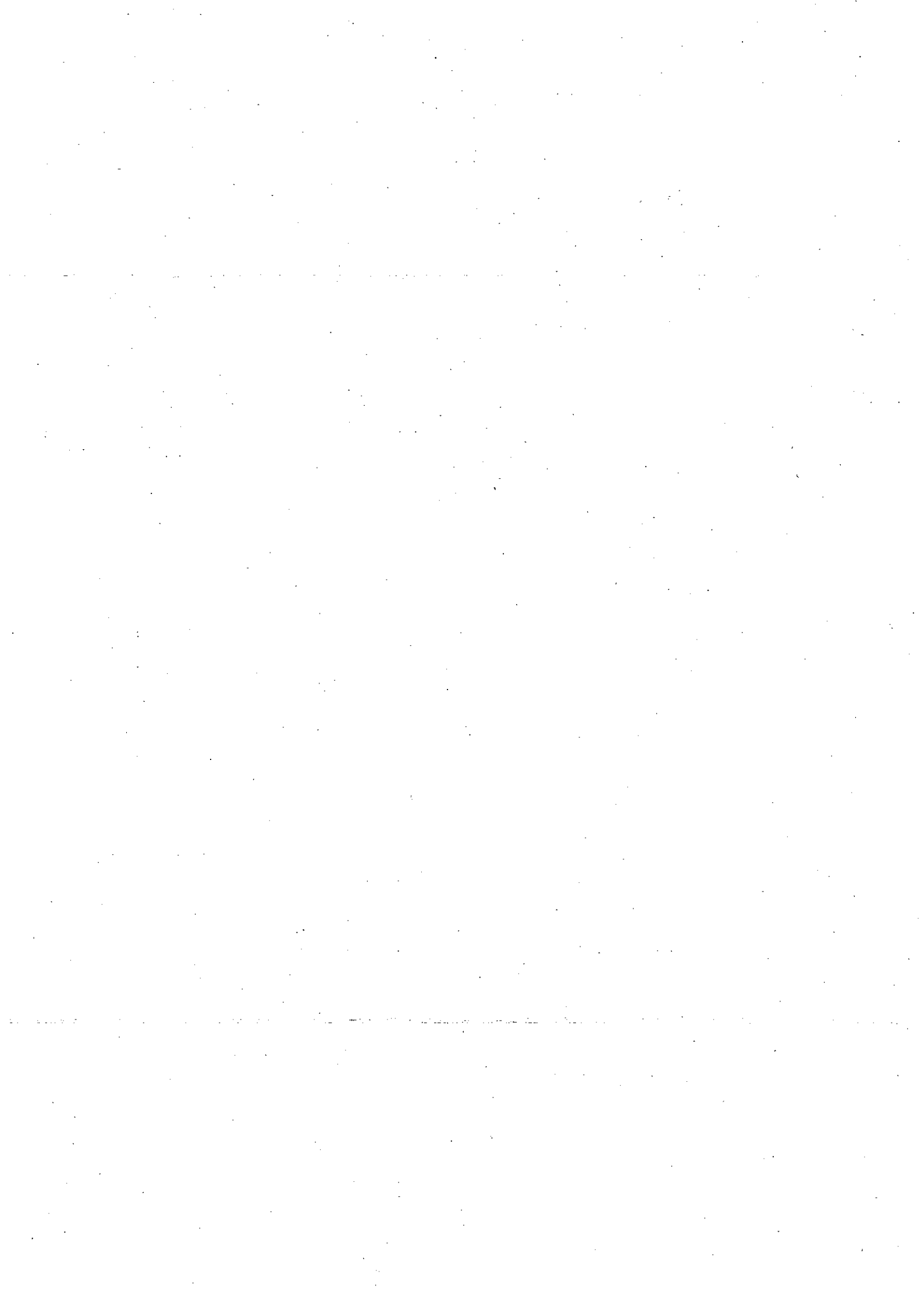
区画全体A1,000 m²について、地域の平均単収の8割以上となることが必要
(計算例)

- ・地域の平均的な単収 100kg/10a
- ・B 800 m²部分の単収 100kg/10a
- ・C 200 m²部分の単収 30kg/10a

$$((B 800 \text{ m}^2 \times 100 \text{ kg}/10 \text{ a}) + (C 200 \text{ m}^2 \times 30 \text{ kg}/10 \text{ a})) \div 1000 \text{ m}^2 = 86 \text{ kg}/10 \text{ a}$$

(区画全体A1,000 m²の平均単収 86kg/10a) \geq 8割クリア

- ・上記の事例では、Cの単収が地域の平均値を大幅に下回っていても、区画全体Aの単収は国の基準(8割)をクリアしていることになる



農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和8年4月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (m ²)		
			田	畑	計
東信	1	1	0.00	4,179.00	4,179.00
小諸市	1	1	0.00	4,179.00	4,179.00
南信	2	2	3,139.00	7,769.00	10,908.00
富士見町	1	1	3,139.00	0.00	3,139.00
飯島町	1	1	0.00	7,769.00	7,769.00
中信	1	1	5,483.00	0.00	5,483.00
安曇野市	1	1	5,483.00	0.00	5,483.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	4	4	8,622.00	11,948.00	20,570.00

富士見町農業委員会関係 5条

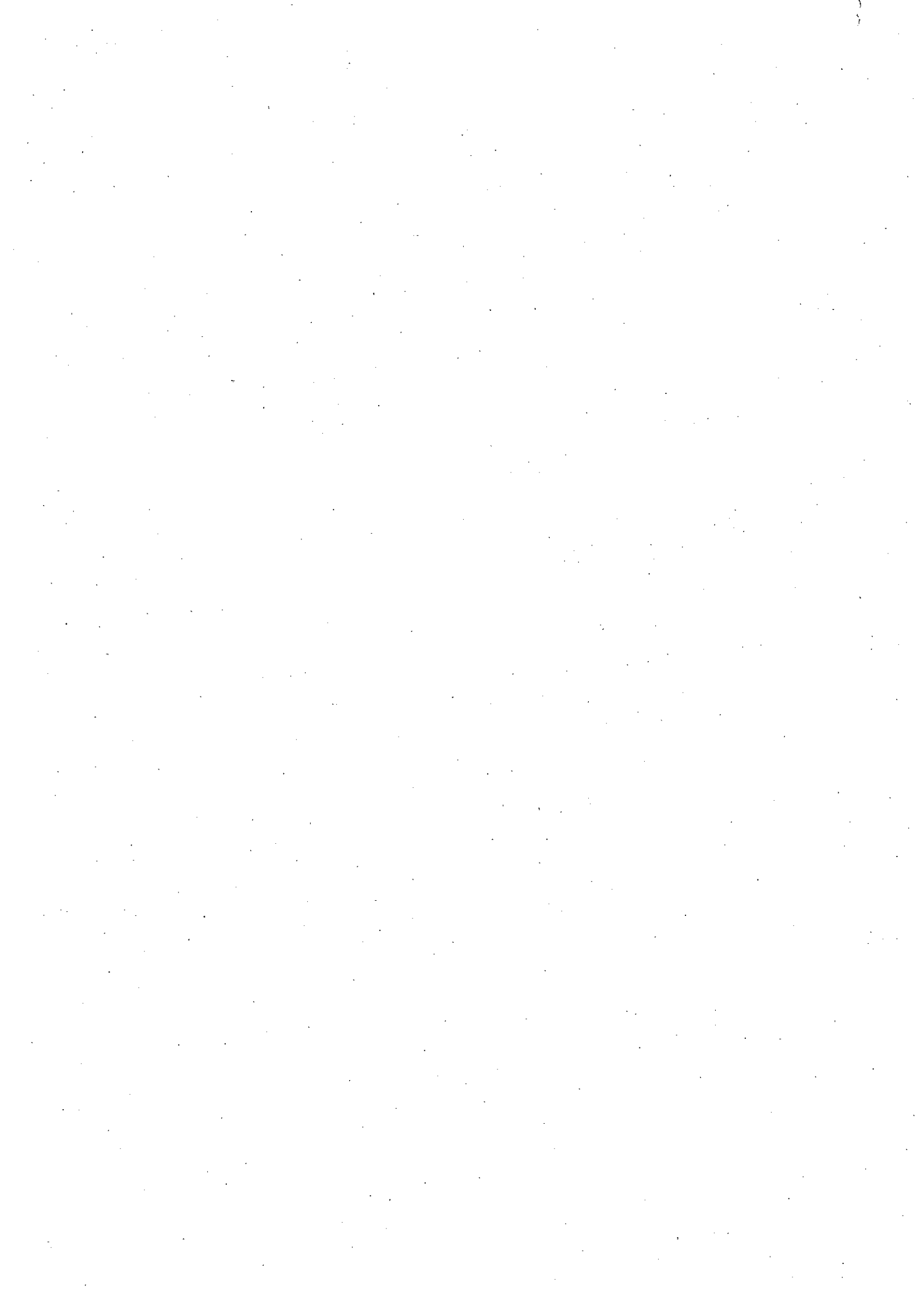
申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目		農振	面積 (㎡)	地種	譲渡人又は貸主 (貸人)		形態用途		申請事由	備考	
				現況地目	雑種地				譲受人又は借主 (借人)	施設面積 (㎡)	転用	施設			
1	有償・自作地	富士見町			田	雑種地	1,568.00	第2種	渡人	熊本県	[農地法]商業・サービス等用地/流通業務等施設	3,139.00	申請地隣にトラックターミナルを設置して運搬業務を行って、新たな運送業務依頼があり、大型トラックの駐車を増設したい。	農委会許可相当位置の代替性がない 売買非誘引区域有 開発許可 8637.16㎡ 駐車台数 大型トラック18台	
					受入					茨城県 美野里運送倉庫株式会社 代表取締役					駐車場
							田 2筆 畑 0筆 計 2筆								
							3,139.00								

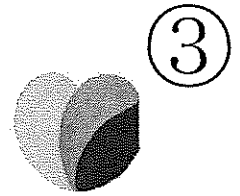
飯島町農業委員会関係 5条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿 地目		農振	面積 (㎡)	地種	譲渡人又は貸主 (貸人)		形態		申請事由	備考
				現況 地目	田 畑				譲受人又は借主 (借人)	用途 施設 面積 (㎡)				
1	有償・自作地	飯島町			田	農地・ 地域外	2,295.00	第2種	渡人	上伊那郡飯島町	転用	太陽光 発電施設	権利を取得し、太陽光 発電を設置する。	農委会 許可相当 位置の代替性がない 賃借 開発許可 不要 計画変更 無 全体面積 8,373㎡ 発電出力 967.68KW
									受人	愛知県 大和ハウス工業株式会社 中部支社 執行役員支社長	[農地法]その他 用地/その他			
		(外1筆)			畑	2筆	7,769.00							
					計	2筆	7,769.00							

安曇野市農業委員会関係 5条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿 地目		農振	面積 (㎡)	地種	譲渡人又は貸主 (貸人)		形態		申請事由	備考
				現況 地目	用途 施設				譲受人又は借主 (借人)	施設面積 (㎡)				
1	有償・自作地	安曇野市		田	農地	農地・ 地域・ 農用地区 域外	1,829.00	第2種	渡人	安曇野市	転用	[農地法]住宅用地/ 集団住宅その他	権利を取得し特定建 築条件付土地にて開 発するため	農委会 許可相当 位置の代替性がない 令和6年11月14日農 令発令 振除外 開発許可 有 計画変更 無 全体面積5,637.01㎡ 193.70㎡~343.63㎡ 21区画
				田	(他2名)					安曇野市	特定建築条件付土地 (21区画)			
		(他4筆)		計			5,483.00		受人	丸山硝子株式会社 代表取締役				





しあわせ信州

令和8年度

施策別予算・主要事業の概要

令和8年(2026年)4月

長野県農政部

令和8年度当初予算案の概要

農政部

1 予算総額

(千円、%)

会計名	令和8年度予算案 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	(A)/(B)
一般会計	28,340,675	29,757,085	△ 1,416,410	95.2
特別会計	34,799	48,869	△ 14,070	71.2
農業改良資金	33,639	47,217	△ 13,578	71.2
漁業改善資金	1,160	1,652	△ 492	70.2

(一般会計課別内訳)

(千円、%)

課名	令和8年度予算案 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	(A)/(B)	連絡先
農業政策課	2,763,862	2,663,318	100,544	103.8	FAX 026-235-7393 メール nosei@pref.nagano.lg.jp 【農産物マーケティング室】 FAX 026-235-7393 メール marketing@pref.nagano.lg.jp
農業技術課	4,345,427	5,131,025	△ 785,598	84.7	FAX 026-235-8392 メール nogi@pref.nagano.lg.jp
園芸畜産課	2,704,149	2,517,286	186,863	107.4	FAX 026-235-7481 メール enchiku@pref.nagano.lg.jp
農地整備課	15,088,525	15,636,063	△ 547,538	96.5	FAX 026-233-4069 メール nochi@pref.nagano.lg.jp
農村振興課	3,438,712	3,809,393	△ 370,681	90.3	FAX 026-235-7483 メール noson@pref.nagano.lg.jp

2 予算案のポイント (別紙1)

3 施策体系 (別紙2)

4 主要事業一覧 (別紙3)

5 課室別説明事業概要 (別紙4)

6 公共事業実施予定箇所 (別紙5)

2 予算案のポイント

(1)基本方針

- 持続可能な農業構造への転換に向けて、法人経営体の育成・参入や、農地の基盤整備・集約の加速化などに取り組むとともに、令和8年度に策定する戦略に基づき、農地、人材等の総合的な改革を進めます。
- 地域計画の磨き上げと地域の将来像の明確化に向けて、県による支援チームが地域の課題に応じた伴走型支援を実施します。

(2)重点事項

①持続的な農業を担う法人経営体等の育成・参入促進 ～農地を担い、農業・農村を未来につなぐ～ ＜皆が憧れる経営体の育成と人材の確保＞

- 地域農業をけん引する経営体を育成するため、実践型経営農場を活用した伴走型の就農支援を実施します。
- 農業の担い手としての企業参入を促進するため、農地カルテの作成など受入体制を整備し、県内外へのアプローチを行います。
- 持続可能な経営体を育成するため、経営発展を目指す農業者を掘り起こし、専門家派遣により、円滑な法人化を促進します。

②計画実現のための生産性・収益力の向上 ～食料の総合供給産地としての期待に応え続ける～

＜稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産＞

- 省力化や生産性向上に向け、アドバイザーチームによる伴走支援等により、農業支援サービス事業体の活用などスマート農業技術の導入を促進します。
- 高温に適応できる農業への転換により農業生産の維持を図るため、温度抑制効果の高い資材等の導入や高温に適応した品種開発、農業者の熱中症対策等を進めます。
- 持続可能な畜産経営の推進のため、経営体の生産性や畜産物の付加価値向上に資する経営基盤の強化・構造転換に向けた取組を支援します。

＜環境にやさしい農業など持続可能な農業の展開＞

- 農業生産活動に由来する環境負荷の低減を図り、ゼロカーボンの実現や持続可能な農業に資するため、地域ぐるみの有機農業の展開、実需者・消費者など関係者の理解醸成を推進します。

＜県産農畜産物の販路開拓・拡大と食の地産地消の推進＞

- 県産農畜産物の輸出拡大を戦略的に進めるため、競争力の高いぶどう、コメ、花きを重点品目として、カナダ・欧州等をターゲットに輸入事業者の招へいや現地での販売促進活動、SNSを活用した産地のPR活動を展開します。
- 地域内での県産農畜産物の利用促進を図るため、県産米の価値・魅力や価格形成の仕組み等を消費者と共有するウェブサイトの開設や、農産物直売所への小型精米機等の導入を支援します。

③ 農地等の基盤整備の加速化 ～稼げる農業の舞台を創る～

＜安全安心で持続可能な農村の基盤づくり＞

- 生産性の向上や、担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地の区画拡大や水管理の省力化等の整備を進めるとともに、農業水利施設の適切な保全管理体制を構築する「水土里(みどり)ビジョン」の策定を支援します。
- 地域の合意形成や農地の権利関係に係る調整の円滑化を図るため、ほ場整備事業の構想策定を支援します。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、防災重点農業用ため池の耐震化や排水機場の更新など、県土強靱化を重点的に進めます。

3 令和8年度農政部施策体系

(別紙2)

政策の柱		事業名	主要 事業 番号			
基本方針	小項目					
確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る	1 持続可能で安定した暮らしを守る	④ ひろがる つながる 高まる 有機農業プロジェクト【一部再掲】 ・有機農業へのステップアップ支援 ・産地づくりと担い手確保及び実践者の活動促進 グリーン園芸転換推進事業	10			
		④ 農業農村整備補助公共事業 ・小水力発電の適地調査・施設整備	13			
		④ 農業農村整備補助公共事業（再掲） ・農業用ため池の豪雨・地震対策 ・流域治水関連対策 ④ 地籍調査事業	13			
	2 創造的で強靱な産業の発展を支援する	産業としての農林業の振興	④ 農業農村整備補助公共事業（再掲） ・農業水利施設の長寿命化対策 ④ 水土里ビジョン策定支援事業 ④ 農業農村整備県単独公共事業	13 14		
			④ 次代の農業を支える担い手支援事業 ④ 農業の担い手としての企業誘致事業 主要穀類競争力向上推進事業 ④ 信州農業の未来を創るスマート農業導入支援事業 果菜類増収技術普及推進事業 農業関係試験研究推進事業 野生鳥獣被害総合対策事業 くだもの王国づくり推進事業 ・信州果樹生産体制強化推進事業 ④ 産地生産力強化対策事業 ④ 猛暑に負けない農業づくり事業 信州伝統野菜継承・産地育成事業 ④ 持続可能な畜産経営推進事業 畜産振興施設整備事業 飼料増産・堆肥活用促進事業 信州プレミアム牛肉「脂肪の質」向上対策事業 家畜衛生対策事業（特定家畜伝染病対策含む） ④ 農業農村整備補助公共事業（再掲） ・農業生産基盤の整備 ④ 農業農村整備県単独公共事業（再掲）	2 7 4 5 6 8 9 13 14		
			国内外での販路拡大の支援と稼ぐ力の向上	輸出向け産地づくり推進事業 「NAGANOの食」輸出拡大事業 ・NAGANO農産物輸出拡大事業	11	
			産業人材の育成強化と確保定着	次代の農業を支える担い手支援事業（再掲） ・農業リーダー育成事業 農業法人の雇用就農者スキルアップ支援事業 ・農業労働力の安定確保推進事業 信州農業への就業支援 農福連携の推進 ④ 農業経営法人化支援事業 農業大学校運営事業	2 3	
			・地産地消の拡大 ・地消地産の推進	④ 食の地域内循環推進事業 ④ 県産米安定供給体制づくり推進事業 「おいしい信州ふーど」の魅力発信事業	12	
			地域の建設業等における担い手確保と育成の推進	次代の農業を支える担い手支援事業（再掲） ・就農サポート事業 新規就農者育成総合対策支援事業 農業の未来の担い手支援事業 農業の魅力発信強化事業 ④ アグリネクスト担い手プロデュース事業	2	
			身近な暮らしを支える産業の振興	地域が輝く信州農山村イノベーション推進事業 地域計画（農地利用最適化）推進事業 農地中間管理機構事業	1	
			3 快適でゆとりのある社会生活を創造する	・暮らしの場としての農山村の支援 ・自主的・主体的な地域づくりの支援	中山間地域農業直接支払事業 中山間地農業ルネサンス推進事業 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 中山間地域魅力創出事業 多面的機能支払事業	16
				デジタル実装による地方の課題解決	④ 信州農業の未来を創るスマート農業導入支援事業（再掲）	4
				つながり人口の創出・拡大	NAGANO農業女子ステップアップ支援事業 農ある暮らし応援事業 棚田を活用した地域の振興	15
			4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる	・雇用の場等における女性の参画 拡大・性別による偏りの解消 ・多様な人材の労働参加の支援	次代の農業を支える担い手支援事業（再掲） ・農業リーダー育成事業 ・農業労働力の安定確保推進事業 農福連携の推進	2 3

農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現

◆ 持続可能な農業構造への転換に向けて、法人経営体の育成・参入や、農地の基盤整備・集約の加速化などに取り組むとともに、令和8年度に策定する戦略に基づき、農地、人材等の総合的な改革を進めます。

175億5266万5千円

① 持続的な農業を担う法人経営体の育成・参入促進 ～農地を担い、農業・農村を未来につなぐ～

《皆が憧れる経営体の育成と人材の確保》

- (新) 経営発展を目指す農業者を掘り起こし、専門家による支援で円滑な法人化を促進 417万4千円
- (新) 地域が主体となって稼げる経営体を育成する実践型経営農場の設置を支援 750万円
- (新) 農地カルテを作成し、県内外へのアプローチにより企業参入を促進 1335万8千円

② 地域計画の磨き上げ、計画実現のための取組推進 ～食料の総合供給産地としての期待に応え続ける～

- ・ 地域計画の実現と農業・農村の将来像の明確化に向けて、地域の課題解決を県・現地支援チームが伴走型支援 5億8578万8千円

《稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産》

- (拡) 省力化や生産性向上に向け、アドバイザーチームの伴走支援や、農業支援サービス事業体の活用などスマート農業技術の導入を促進 5億62万円
- (新) 高温に適応できる農業への転換に向け、温度抑制効果の高い資材等の導入を推進 3247万5千円
- (拡) 人口減少社会を見据え、農業の構造転換を進めるため、農業共同利用施設の再編集約・合理化を支援 (R7.1月補正：13億3774万8千円)
- (新) 畜産経営体の生産性や畜産物の付加価値向上に資する経営基盤の強化・構造転換に向けた取組を支援 4億5512万8千円

《環境にやさしい農業など持続可能な農業を展開》

(拡)・農業生産活動由来の環境負荷低減に向け、地域ぐるみの有機農業の展開、実需者・消費者など関係者の理解醸成

を推進 1億1068万2千円 ⇒農政部10

- ・野菜農家等の化学肥料・化学合成農薬の削減に向けた取組を支援 (R7.1月補正：5500万円)
- (新)・「みどり認定」を推進するため、肥料コスト低減に資する機械の導入等を支援 (R7.1月補正：4060万円)

《県産農畜産物の販路開拓・拡大と食の地産地消の推進》

—(輸出拡大)—

- ・カナダ・欧州等に向け、競争力の高いぶどう、コメ、花きを重点品目とし、輸入事業者の招へいや現地での販売促進活動、SNSを活用した産地のPR活動を展開 2724万8千円

—(県産米の消費拡大)—

- (新)・地産地消に関する情報発信や県内実需者・生産者をつなぐ商談会などを実施 (R7.1月補正：883万1千円)
- (新)・県産米の価値・魅力や価格形成の仕組み等を消費者と共有するウェブサイトを開設 242万円
- (新)・農産物直売所における県産米の販売促進のため、小型精米機等の導入を支援 300万円

③農地等の基盤整備の加速化 ～稼げる農業の舞台を創る～

《安全安心で持続可能な農村の基盤づくり》 111億6681万3千円 (R7.1月補正：32億128万円)

(拡)・農地の区画拡大や水管理の省力化等の整備を進めるとともに、農業水利施設の適切な保全管理体制を構築する

「水土里（みどり）ビジョン」の策定を支援

- (新)・地域の合意形成や農地の権利関係に係る調整の円滑化を図るため、ほ場整備事業の構想策定を支援
- ・防災重点農業用ため池の耐震化や排水機場の更新など、防災・減災に向けた県土強靱化を重点的に推進

農業経営法人化支援事業

農村振興課

予算額 4,174 千円
[前年度 - 千円]

1 事業の目的

地域計画の実現に向けた取組の推進を通じて、将来地域農業を牽引する意欲ある農業者を掘り起こし、法人化に向けた積極的支援を行なうことで経営の安定化と規模拡大を図ることで、地域農業の中核を担う強固な経営基盤を構築する

<成果目標>

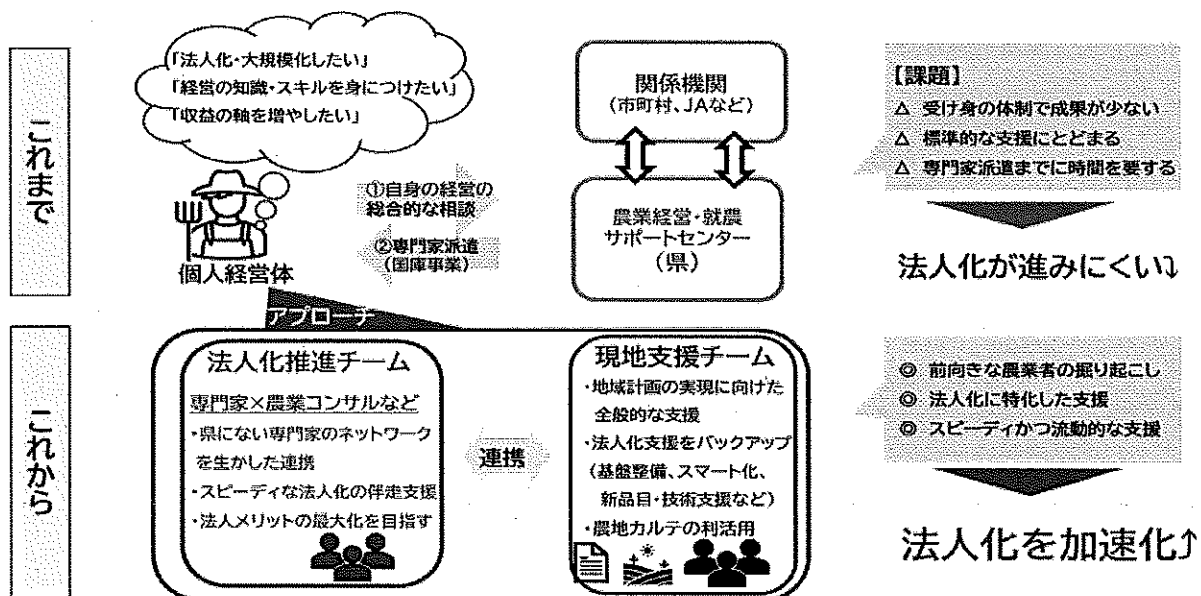
- ・農業法人経営体数：1,189 経営体（令和6年度）→1,299 経営体（令和9年度）

2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体
①(1) 農業経営法人化支援事業	地域計画の実現に向け、経営発展を目指す農業者を掘り起こすとともに、法人化推進チームによるスピーディーな法人化支援を実施	県
(2) 農業経営者総合サポート事業	伴走機関(※)との連携により、農業経営等に関する課題を有する農業者の掘り起こしや、課題解決のための専門家の派遣等を実施	
(3) 担い手育成支援事業	法人化研修会の開催（法人化のメリットや経営強化に向けての理解醸成）等	長野県農業再生協議会

(※) 農業経営者総合サポート事業の実施に協力し、かつ、本事業の一部について請負又は助言等の活動を行う、市町村、農業系団体、商工系団体等（協議会等の任意組織を含む）

3 事業のイメージ



アグリネクスト担い手プロデュース事業

農村振興課

予算額 7,500 千円

[前年度 — 千円]

1 事業の目的

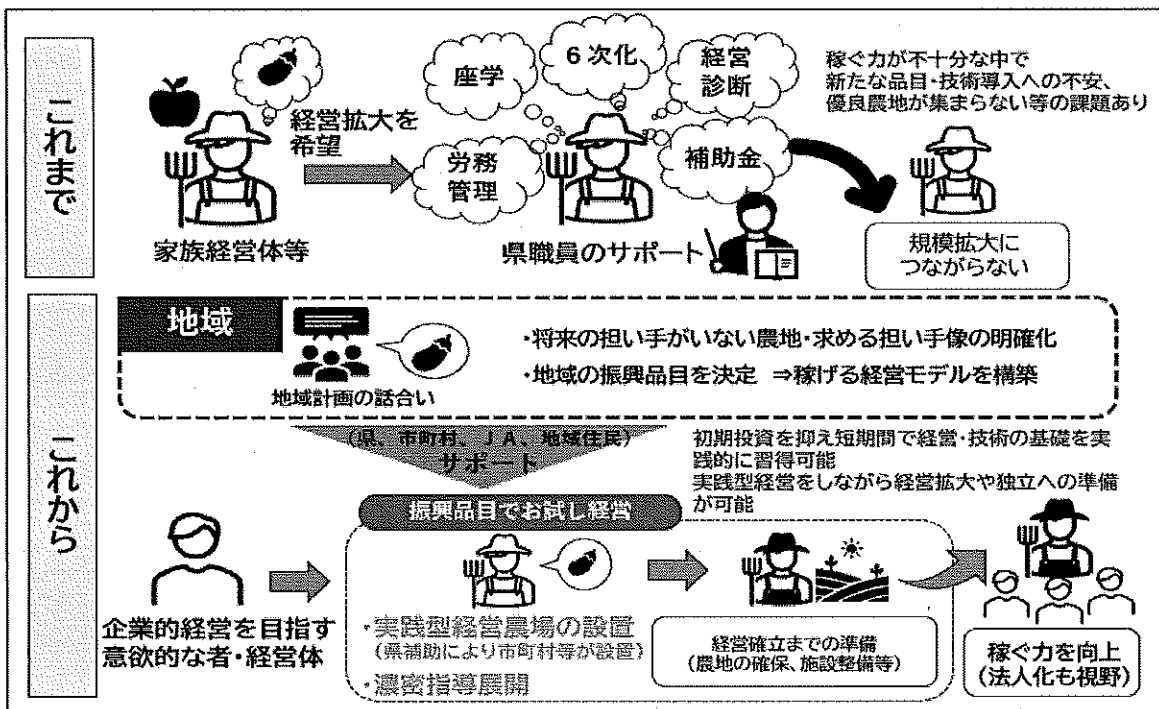
地域計画の策定により、今後、担い手不在農地の発生などが明らかになる中で、農業生産力の維持・向上が課題となっている。

このため、各産地の維持・発展に必要とされる担い手を地域と県が一丸となって確保・育成するため、将来の法人化を見据えて、実践型経営農場での濃密指導を展開し、産地を牽引する農業経営体へと育成する。

2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体	補助率
① 実践型経営農場の整備	地域主体で構築した経営モデルに係る経営・技術の短期間での取得を目指す実践型経営農場の整備（施設・機械）を支援	市町村等	3/4 以内

3 事業のイメージ



農業の担い手としての企業誘致事業について

農村振興課

予算額 13,358 千円

[前年度 250 千円]

1 事業の目的

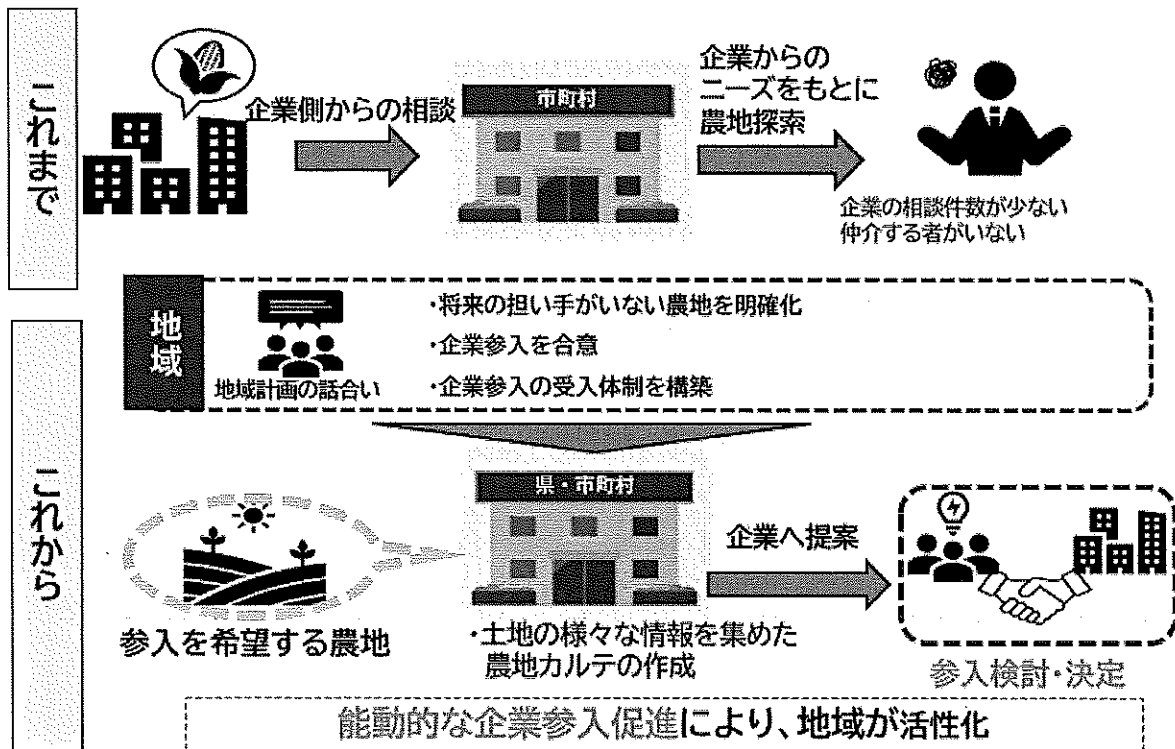
地域外から農業参入する企業が、新たな農地の担い手の一候補として期待されている中で、地域計画のブラッシュアップにより明確となる担い手不在かつ企業参入を希望する農地への参入を推進する。

<成果目標> 令和12年度までに、地域における企業参入実績を10社確保

2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体
農業の担い手としての企業誘致事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業参入を見込む農地について、「農地カルテ」として情報を整理 ② 当該農地における経営シミュレーション等をあわせて、企業訪問や企業参入フェア等において紹介し、企業の参入意欲を喚起 ・ 農業参入フェアへの参加 	県

3 事業のイメージ



「地域計画」推進事業

農村振興課

予算額 2,638 千円

[前年度 6,412 千円]

1 事業の目的

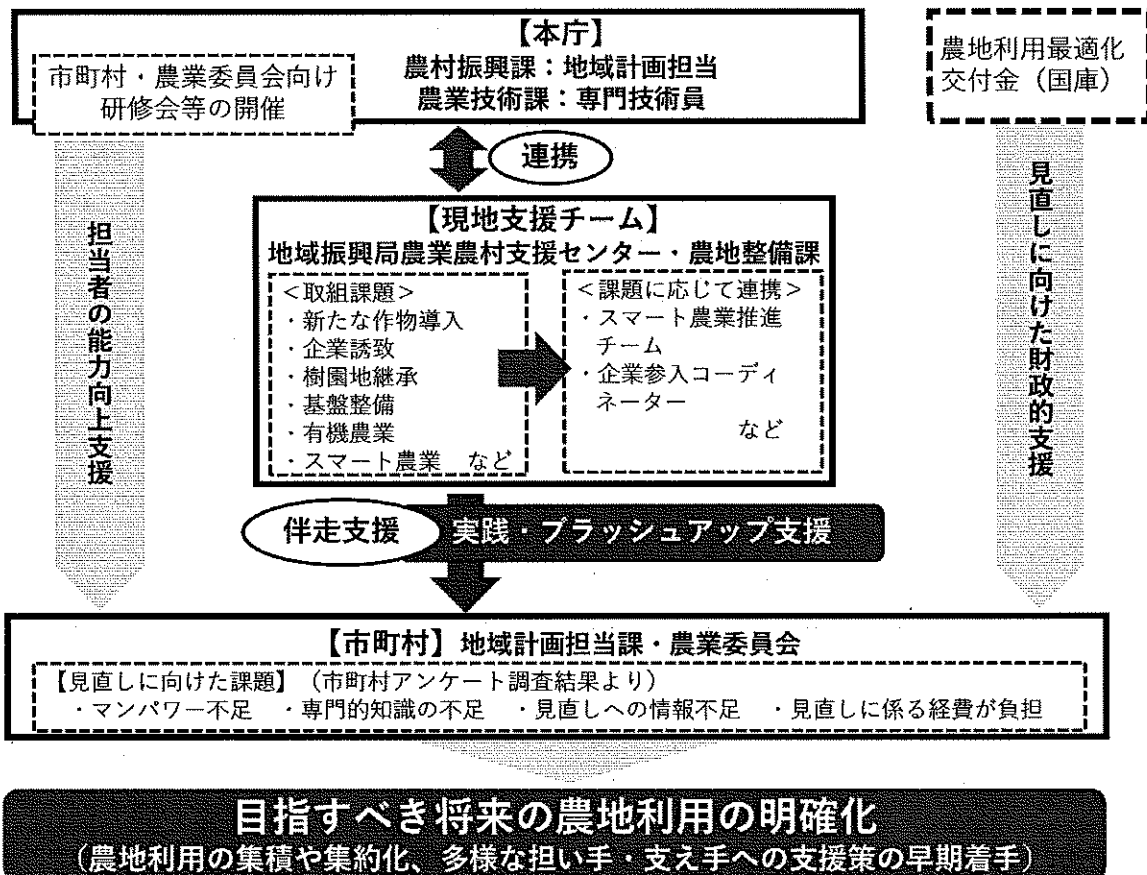
農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の農地利用の姿を明確化するため市町村により策定された「地域計画」が一層充実したものとなり、農地の有効利用が図られるようにするため、早期に計画が実践・ブラッシュアップされるよう研修会の開催及び県支援体制を強化し短期集中的に支援する。

<成果目標> 「重点支援地域」の設定および支援：40 地域（2026）

2 事業の概要

事業内容	事業主体	補助率
専門家派遣により、効率的・効果的にブラッシュアップが進められるよう、市町村・農業委員会担当者等を対象とした、研修会を開催	県	—
「地域計画担当専門技術員」を配置し、県域横断的な視点や大局の見地から、県現地支援チーム活動を統括的かつ機動的に支援	県	—
専門技術員と連携の上、地域の協議の場への参画等を通じて、地域計画実行のために新たな担い手確保やスマート農業の導入等に意欲的に取組もうとする地域を「重点支援地域」に設定し、県現地支援チームによる市町村支援を強化	農業農村支援センター	—
変更に向けた、意向確認、目標地図の素案作成・話合いの推進活動を支援	農業委員会	定額

<事業イメージ>



信州農業の未来を創るスマート農業導入支援事業について

農業技術課・園芸畜産課・農地整備課・農村振興課

予算額 500,620 千円

[前年度 303,884 千円]

1 事業の目的

地域計画の実現に向け、スマート農業技術の導入と人材の育成を通じて、持続可能な地域農業の構築を図る。また、モデル的な取組を創出・展開し、農業生産構造の転換を加速化する。

<成果目標>

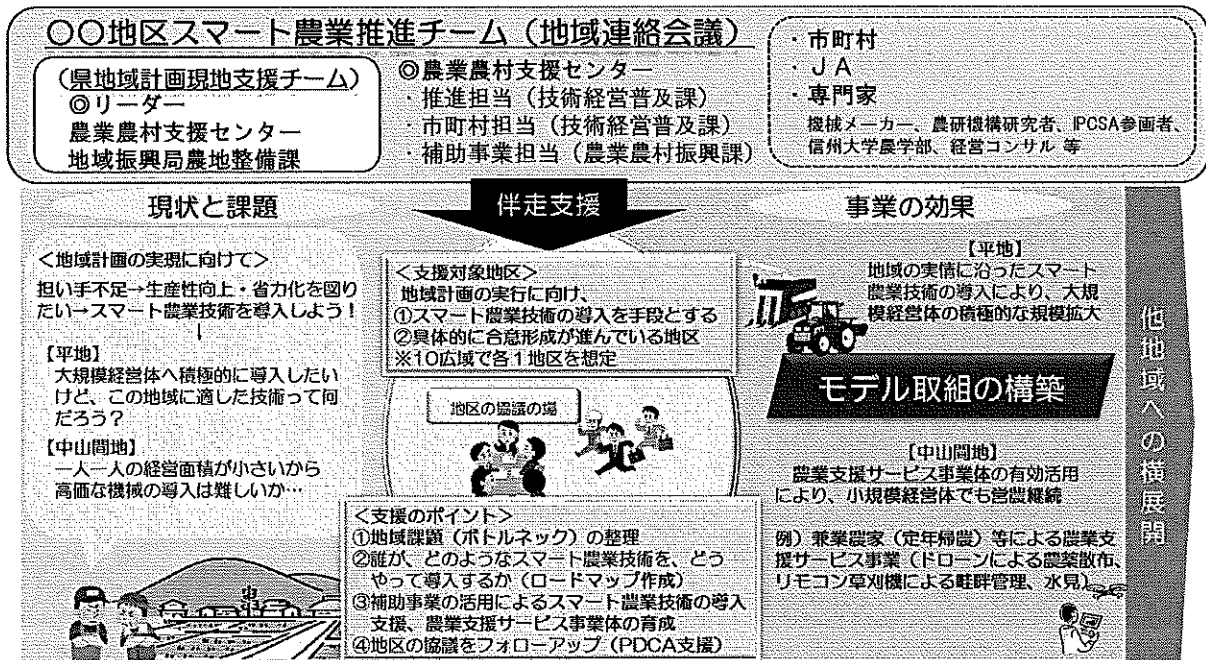
- ・大規模水稲経営体におけるスマート農業技術の導入率：46.6% (2026)
- ・施設果菜類等の増収技術導入面積：298 ha (2026)
- ・乳用牛の1戸あたり平均飼養頭数：59.5頭 (2026)
- ・水門を自動化・遠隔化した農業水利施設の箇所数(累計)：77か所 (2026)

2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体
(1) 推進体制の整備	① スマート農業の相談体制の構築 ・普及指導組織への相談窓口設置、webコンテンツの管理委託等 ・生産方式等の転換に係る情報提供や相談活動の実施(スマート農業技術活用促進法関係) ・スマート農業アドバイザーの派遣	県
	② スマート農業指導力の強化 ・指導技術の向上に係る研修会の開催 ・スマート農業アプリの導入による普及指導員のスキルアップ	県
(2) 「地域計画×スマート農業」モデル的取組の支援	③ スマート農業技術への転換で地域計画の実現を目指す集落のモデル的取組の支援 ・スマート農業推進チームの派遣による技術導入に向けた伴走支援(10地区×3回派遣) ・農業支援サービス事業体の活用による集落間での情報交換会の開催	県
(3) スマート農業技術に対応できる経営体の育成	④ ①農大での農業デジタル人材の育成 ・卒業後の即戦力を育成するため、スマート農業教育環境の整備(営農管理システム対応コンパインの導入) ・農機メーカー等と連携した先進的なカリキュラムの実施	県
	④ ②農業支援サービス事業体の立ち上げ及び拡大支援 ・サービスのニーズ調査、試行・改良に向けた取組の支援 ・サービス提供に必要なスキルの向上など人材育成の支援	農業支援サービス事業体
	④ ③スマート農業機械等の導入支援 ・地域計画に位置付けられた担い手等へのスマート農業機械等導入の支援 ・品目に合わせたスマート農業技術導入の支援 ・農業支援サービス事業体がサービスに必要なスマート農業機械等導入の支援	農業者、農業者団体等

(4) 人口減少に対応した農業生産構造への転換の推進	農作業省力化に向けた基盤整備事業 ・水門の自動化・遠隔化工事 ・中山間の水田における用水管理システムの設置・モデル実証、用水管理の省力化工事 ・畦畔の緩傾斜化による自動草刈り機のモデル実証、検証成果の周知	県、市町村、農業法人等
(5) 人口減少に対応した農業生産構造へ向けた転換の実証	① 土地利用型作物への導入促進 ・農機メーカー等と連携した実演会の開催による導入推進 ・衛星データを活用した可変施肥技術の現地実証による効果の検証	県
	② スマート果樹農業の導入促進 ・高密度栽培等におけるスマート農業機器の導入推進 ・果樹におけるスマート農業機器実演会	県
	③ 施設果菜類等におけるスマート農業技術の現地実証・取組支援 ・データ活用スキルアップ研修会の開催 ・環境モニタリング装置のグループ活用と環境制御技術（細霧冷房）の実証 ・環境モニタリング装置を活用したデータ活用農業の実践に向けた新規取組支援	園芸作物生産振興協議会
	④ 畜産でのスマート機器等の利用拡大 ・スマート放牧による省力化および機能強化 ・ドローンによる畜舎への遮熱剤散布の実演	県
	⑤ スマート農業新技術の研究・実証試験 ・スタートアップ等の民間企業等との共働による新技術の開発・普及 ・水稲栽培における複数のスマート機器を組合せた省力化技術の開発 ・ドローンによる果樹の薬剤等散布効果の実証	県

3 「地域計画×スマート農業」モデル的取組の支援の事業イメージ



「農業支援サービス事業」とは
対価を得て、農作業の受託や機械のレンタル、スマート農業技術を活かして、生産性を高めるサービスを提供すること。

例) ①農家がラジコン草刈機で集落の草刈作業を受託
②農業法人がロボットトラクターで地域の耕起作業を受託
③JAがドローンで地域の防除作業を受託 etc.

信州農業生産力強化対策事業

園芸畜産課

予算額 82,475 千円
[前年度 50,000 千円]

1 事業の目的

「第4期長野県食と農業農村振興計画」の戦略に沿って、本県農業の生産力を強化するため、地域計画に位置づけられた担い手や共同組織による、新たな技術等の導入やマーケットニーズへの対応、災害に強い産地づくりなどの取組を支援し、長野県農業の多様な産地生産力を強化する。

<成果目標>

果実産出額の増加：870億円（2021年度）→945億円（2028年度）

りんご高密度植栽培導入面積：590ha（2021年度）→680ha（2027年度）

施設果菜類等の増収技術導入面積：238ha（2021年度）→291ha（2026年度）

2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体	補助率
(1)産地環境整備事業	就農や雇用促進・定着、園地の効率的な活用を行うための環境整備を支援	市町村 JA 農業者が組織する団体等	1/2以内 (7)の一部の事業 1/8以内 ※上限 2,500千円
(2)くだもの王国づくり推進事業	果樹の生産拡大に取り組む産地に対する、種苗導入や園地整備等への支援		
(3)マーケットニーズ対応産地支援事業	マーケットニーズに対応した農畜水産物の生産施設・機械等の導入を支援		
(4)スマート農業推進事業	担い手不足解消と生産性向上のためスマート農業機械の導入を支援		
(5)持続可能な農業推進事業	試験場等が新たに開発した技術による機械・設備等のモデル導入を支援		
(6)輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業	海外需要の高い果樹の生産拡大に取り組む産地への支援		
(7)災害に強い園芸産地支援事業	夏期の高温対策や災害対策に必要な設備導入・園地補強等の取組を支援		
うち①暑さに負けない野菜・花き栽培支援事業	高温の影響を受けている品目の高温対策資材（細霧冷房、遮光ネット、かん水装置等）の導入支援		
うち②暑さに強い品目導入支援事業	暑さに適応するための新品目のモデル的導入支援	1/2以内 ※上限 2,500千円	
うち③暑さに負けない果樹栽培推進事業	果樹栽培における遮光ネット、かん水設備の国庫補助事業への上乗せ支援	1/4以内 ※上限 5,000千円	
(8)産業動物獣医師確保対策事業	獣医学生に対する修学資金の貸与を支援	定額	

農業共同利用施設整備事業

農業技術課

予算額 1,337,748 千円

(R7 年度 1 月補正を R8 へ全額繰越)

1 事業の目的

老朽化した農業共同利用施設の再編集約・合理化をを促進することにより、県産農産物の安定生産・安定供給及び人口減少社会を見据えた農業の構造転換を図る。

<成果目標> 5 地区における農業共同利用施設数：

26 施設 (2024 年度) → 19 施設 (2027 年度)

2 事業の概要

事業内容	事業主体	補助率
農業共同利用施設の再編集約・合理化に係る経費への補助	J A	2/3 以内

3 事業のイメージ

《事業のイメージ及び負担区分》

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用



国は上乗せの 1/2 支援 (上限 8.3%) (R6~5 年間限定)

事業主体 33.4%

国 8.3% 県 8.3%

国 50%

持続可能な畜産経営推進事業

園芸畜産課

予算額 455,128千円

[前年度 0円]

1 事業の目的

国際情勢の変化による輸入飼料価格の高騰や平均気温の上昇による生産性の低下など、様々な課題に直面している畜産経営体の収益構造の改善に向けて、持続可能な生産システムの構築に資する取組を支援する。

<成果目標> 畜産物生産額：262億円（令和3年度） → 279億円（令和8年度）

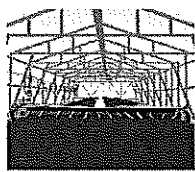
2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体	補助率
(1) 重点支援メニュー	公共性の高い畜産環境対策（臭気、汚水）や飼養環境改善、エコフィード利用拡大のための施設や設備の新設・改修を支援	畜産経営体等	事業費300万円以下 3/4以内 事業費300万円超 1/2以内 (補助上限1,500万円)
(2) 経営継続支援メニュー	暑熱対策設備、省エネルギー対策設備、その他生産性向上に資する機械や設備等の導入、草地の改良や食害防止の取組、高能力種畜の導入、畜産コンサルタントの導入、自ら生産した畜産物の販売促進に係る取組、その他生産性や付加価値の向上に資する取組を支援	畜産経営体等	事業費300万円以下 3/4以内 事業費300万円超 1/2以内 (補助上限500万円)
(3) 家畜運搬体制整備支援メニュー	大型運搬車両の導入や輸送環境の改善に係る取組を支援	運搬車両所有経営体、運輸事業者等	1/2以内 (補助上限2,000万円)

3 事業のイメージ

(1) 重点支援メニュー（取組例）

- ・堆肥舎や老朽化した攪拌ロータリーの改修等により、良質な堆肥生産や畜産環境の改善を実現



【堆肥攪拌ロータリー】

(2) 経営継続支援メニュー（取組例）

- ・細霧冷房や送風機等の導入により暑熱対策を実施し、飼養環境を改善
- ・優良繁殖雌牛の導入により生産性を向上
- ・優良な牧草品種への草地改良により収量性を向上



(3) 家畜運搬体制整備支援メニュー（取組例）

- ・家畜運搬車の大型化による運搬の効率化
- ・暑熱対策や給水設備の設置による輸送環境の改善



畜産経営体の持続可能な生産システムの構築

ほ場整備等構想策定支援事業

農地整備課

予算額 13,350 千円

[前年度 - 千円]

1 事業の目的

地域計画の策定を踏まえ、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、ほ場整備等^{*}を要望する地区において市町村が行う基礎調査や構想策定に係る取組を支援

※ほ場整備等：担い手への集積・集約化と密接に関連するほ場整備、畑地かんがい施設整備

<成果目標> 水田整備面積（区画 20 a 以上）：162ha（2023～2027）

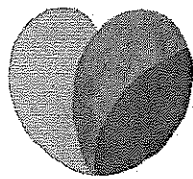
畑地かんがい施設の整備・更新面積：846ha（2023～2027）

2 事業の概要

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
ほ場整備等構想策定支援事業	1 基礎調査 農業者の意向確認、土地の権利関係、未相続農地の相続確認、不在地主の確認、用排水系統等に関する調査経費 2 構想策定 構想図（区割、集積計画、用排水系統等）策定、概略事業費算定	市町村	5 / 10 以内

3 事業のイメージ





しあわせ信州



おいしい信州産物

写

7農政第543号
令和8年(2026年)3月31日

4

長野県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人長野県農業会議 会長 望月雄内 様

長野県農政部長

「令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する改善意見」に
対する県の考え方について（回答）

令和8年3月25日付けで提出のありました「令和7年度農地等利用最適化推
進施策に関する改善意見書」に対する県の考え方については、別紙のとおりです。

(問合せ先)

長野県農政部農業政策課
農業団体・共済係 市川

電話 026-235-7215

ファクシミリ 026-235-7393

e-mail n-dantai@pref.nagano.lg.jp

「令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する改善意見」への回答

長野県農政部

No.	テーマ	担当課	頁
1 担い手への農地の集積・集約化			
(1)	地域計画の着実な実践に向けた支援	農村振興課	1
(2)	「地域計画」の変更、農用地利用集積等促進計画の策定等に係る事務負担の軽減	農村振興課	2
(3)	樹園地の経営状況と気候変動に対応した新品種・新技術の開発	農業技術課 園芸畜産課	3
2 遊休農地の発生防止・解消			
(1)	遊休農地対策の支援強化について	農業政策課 農地整備課 農村振興課	5
(2)	遊休農地に関する事務処理の効率化	農業政策課	6
(3)	未登記農地の解消と活用について	農村振興課	7
(4)	非農地判断への対応	農業政策課	7
3 新規参入者の確保対策			
(1)	参入に係る初期投資への支援と情報発信の強化	農村振興課	8
(2)	50歳以上の者への就農支援	農村振興課	8
(3)	中山間地域における多様な参入形態への支援	農村振興課	9
4 地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進			
	地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進	農業政策課 ゼロカーボン推進課	10
5 農業者が安心して農地の集積・集約化に取り組める経営環境の確立			
(1)	資材等の価格高騰対策	農業技術課 園芸畜産課	11
(2)	再生産可能な農畜産物の価格実現に向けた仕組みづくり	農産物マーケティング室 農業技術課	12
(3)	米政策の見直しへの対応	農業技術課	13
(4)	野生鳥獣対策	農業技術課 森林づくり推進課	13
6 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し			
	農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し	農業政策課	14

項目	<p>1 担い手への農地の集積・集約化 (1) 地域計画の着実な実践に向けた支援</p>
改善意見	<p>マンパワー不足などから、「地域計画」の完成度や、推進のための組織体制づくり、実践活動などに地域差が生じている。このため、本年度、県が行っている地域計画の分析結果を踏まえ、的確な支援を検討するとともに、最新情報の共有と優良事例の横展開等のため、県主催の研修会等を定期的・継続的に開催されたい。</p> <p>また、県が各地域振興局農業農村支援センターに設置した支援チームにおいて、以下の支援を重点的に実施されたい。</p> <p>ア 「地域計画」を関係者が的確な役割分担のもと、継続して実践していくための「市町村を核とした協議会の設置」など、組織体制の整備</p> <p>イ 地域農業の今後の方向性等について協議する「農業者等の協議の場」の円滑な運営のための、話し合いのノウハウの提供、会議の場での助言</p> <p>ウ 県内外の優良な取組事例の提供と横展開に向けた助言</p> <p>エ 新規作物の検討、新規就農者の誘致など、新たな地域農業の体制みづくりへの技術・経営的助言</p>
回答	<p>○ 地域計画のブラッシュアップを効果的に進められるよう、市町村・農業委員会担当者等の能力向上支援を目的とする研修会を開催してまいる。</p> <p>○ 課題解決に意欲的に取り組む地域を「重点支援地域」とし、市町村、県および関係機関の役割分担を明確にした支援のロードマップを作成するとともに、協議の場への参画を通じて優良事例の横展開や、新品目導入等の取組に対する技術的支援等に取り組んでまいる。</p> <p style="text-align: right;">【農村振興課】</p>

項目	<p>1 担い手への農地の集積・集約化</p> <p>(2) 「地域計画」の変更、農用地利用集積等促進計画の策定等に係る事務負担の軽減</p>
改善意見	<p>「地域計画」の策定により、農地転用等の際の計画変更など、新たな事務手続きが必要となったことから、現場に混乱が生じないよう、手続きマニュアルの作成・配布や事務の簡素化に関する情報の提供など、きめ細かな支援を行われたい。</p> <p>また、「地域計画」に基づく農地の集積を加速させるため、農用地利用集積等促進計画の作成・審査等に係る農業委員会及び農地中間管理機構の事務負担の抜本的な軽減、事務量増加に見合う十分な人員・予算の確保を、国に強く要請されたい。</p>
回答	<p>○ 地域計画変更に係る手続き等については、令和7年度に「地域計画変更マニュアル」が農林水産省から提供されていることから、本マニュアルを活用いただきたい。また、同マニュアルにおいて、変更内容が軽微な場合の簡易的な手続き方法についても記載されているため、事務簡素化の参考にされたい。</p> <p>○ 農地転用に係るマニュアルも同様に農林水産省から提供されているが、地域計画の変更等の新たな事務手続きについても反映した更新を行うよう、国へ要望してまいる。</p> <p>○ 農用地利用集積等促進計画の作成を含む農地中間管理事業に係る事務負担の軽減については、事務改善に向けた農地中間管理機構（長野県農業開発公社）と市町村等との意見交換会を開催するとともに、中間管理機構が設置する事務改善プロジェクトチームに参画し、課題の把握と改善策の検討を進めているところ。</p> <p>○ また、当該事務に係る事務が増加するなかで、安定的な事業運営のための十分な予算が確保されるよう、国に対して引き続き要望を行ってまいる。</p> <p style="text-align: right;">【農村振興課】</p>

項目	<p>1 担い手への農地の集積・集約化</p> <p>(3) 樹園地の経営継承への支援と気候変動に対応した新品種・新技術の開発</p>																																										
改善意見	<p>本県農業の基幹品目である果樹産地を衰退させることなく、将来に向け維持・発展させていくためには、樹園地の円滑な継承と、深刻化する気候変動への対応が最優先課題である。</p> <p>このため、担い手への集積や、新規就農者への円滑な継承に向け、県が産地ごとに「果樹産地の維持・継承に向けた検討会議」を設置し、将来予測の提示、優良事例の紹介、集落・組合等が受け皿となる際のノウハウの提供、補助事業の紹介などをパッケージで支援する仕組みを構築されたい。</p> <p>あわせて、猛暑や豪雨等の気象災害から産地を守るため、暑さや病害虫に強い新品種・新技術の開発を加速し、早期の現場普及を図ること。</p>																																										
回答	<p>〔樹園地の経営継承に関する支援策〕</p> <p>○ 県においても樹園地継承の取組は重要であると考えており、関係機関とヒアリングを行いながら、産地の実情に合った取組を支援する仕組みづくりを検討しているところ。</p> <p>なお、JA 出資法人等での樹園地の継承に係る優良事例など、参考となる取組については市町村や JA に向けた研修会等を開催し横展開を図ってまいる。(R7: JA、市町村、農家組織のそれぞれが取り組む樹園地継承活動について、ラジオを通じて紹介)</p> <p>加えて、以下の事業を有効に活用しながら、樹園地継承の取組を支援してまいる。</p> <table border="1" data-bbox="316 952 1377 1910"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>事業対象者</th> <th>要件等</th> <th>問合せ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世代交代・初期投資促進事業</td> <td>経営継承と経営発展に必要な経費を支援</td> <td>国 1/2 都道府県 1/4 国費上限 600 万円</td> <td>地域計画に位置付けられた 49 歳以下の認定新規就農者、認定農業者</td> <td>令和 5 年度以降に農業経営を開始した個人・法人等</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>経営発展支援事業</td> <td>経営継承後の経営発展に必要な経費を支援</td> <td>国 1/2 県 1/4 国費上限 500 万円</td> <td>認定新規就農者、認定農業者 (就農時 49 歳以下)</td> <td>1 件 50 万円以上の機械・施設</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業</td> <td>園地を研修終了後に居抜きで継承する果樹型トレーニングファームの整備を支援</td> <td>国 1/2、定額</td> <td>新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等</td> <td></td> <td>長野県果実協会</td> </tr> <tr> <td>信州農業生産力強化対策事業</td> <td>栽培管理できなくなった樹園地を、JA 出資法人等が一時的に借り入れ、改植等を行う場合に必要経費を支援</td> <td>県 1/2 以内 上限 250 万円</td> <td>・市町村 ・JA ・3 戸以上の農家組織 ・常雇用 3 名以上の農業法人</td> <td>①樹園地整備 雨除け 10a 以上 果樹棚 20a 以上 かん水 50a 以上 ②一時管理 10a 以上</td> <td>農業農村支援センター</td> </tr> <tr> <td>県営中山間総合整備事業</td> <td>耕作維持が難しい農地や老朽化した水利施設等の生産基盤の整備を支援</td> <td>国 55% 等</td> <td>都道府県、市町村、協議会</td> <td>・基盤整備面積 10ha 以上 ・5 法指定地域又は棚田指定地域で、傾斜 1/100 以上の面積が農用地の 50% 以上</td> <td>地域振興局農地整備課</td> </tr> <tr> <td>農地耕作条件改善事業</td> <td>担い手への農地集積に向けて、地域の多様なニーズに応じた耕作条件の改善等を支援</td> <td>国 1/2、定額等</td> <td>都道府県、市町村、土地改良区等</td> <td>総事業費 200 万円以上 農業者 2 者以上</td> <td>地域振興局農地整備課</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【園芸畜産課】</p>	事業名	対象経費	補助率	事業対象者	要件等	問合せ先	世代交代・初期投資促進事業	経営継承と経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 都道府県 1/4 国費上限 600 万円	地域計画に位置付けられた 49 歳以下の認定新規就農者、認定農業者	令和 5 年度以降に農業経営を開始した個人・法人等	市町村	経営発展支援事業	経営継承後の経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 県 1/4 国費上限 500 万円	認定新規就農者、認定農業者 (就農時 49 歳以下)	1 件 50 万円以上の機械・施設	市町村	果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	園地を研修終了後に居抜きで継承する果樹型トレーニングファームの整備を支援	国 1/2、定額	新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等		長野県果実協会	信州農業生産力強化対策事業	栽培管理できなくなった樹園地を、JA 出資法人等が一時的に借り入れ、改植等を行う場合に必要経費を支援	県 1/2 以内 上限 250 万円	・市町村 ・JA ・3 戸以上の農家組織 ・常雇用 3 名以上の農業法人	①樹園地整備 雨除け 10a 以上 果樹棚 20a 以上 かん水 50a 以上 ②一時管理 10a 以上	農業農村支援センター	県営中山間総合整備事業	耕作維持が難しい農地や老朽化した水利施設等の生産基盤の整備を支援	国 55% 等	都道府県、市町村、協議会	・基盤整備面積 10ha 以上 ・5 法指定地域又は棚田指定地域で、傾斜 1/100 以上の面積が農用地の 50% 以上	地域振興局農地整備課	農地耕作条件改善事業	担い手への農地集積に向けて、地域の多様なニーズに応じた耕作条件の改善等を支援	国 1/2、定額等	都道府県、市町村、土地改良区等	総事業費 200 万円以上 農業者 2 者以上	地域振興局農地整備課
事業名	対象経費	補助率	事業対象者	要件等	問合せ先																																						
世代交代・初期投資促進事業	経営継承と経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 都道府県 1/4 国費上限 600 万円	地域計画に位置付けられた 49 歳以下の認定新規就農者、認定農業者	令和 5 年度以降に農業経営を開始した個人・法人等	市町村																																						
経営発展支援事業	経営継承後の経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 県 1/4 国費上限 500 万円	認定新規就農者、認定農業者 (就農時 49 歳以下)	1 件 50 万円以上の機械・施設	市町村																																						
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	園地を研修終了後に居抜きで継承する果樹型トレーニングファームの整備を支援	国 1/2、定額	新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等		長野県果実協会																																						
信州農業生産力強化対策事業	栽培管理できなくなった樹園地を、JA 出資法人等が一時的に借り入れ、改植等を行う場合に必要経費を支援	県 1/2 以内 上限 250 万円	・市町村 ・JA ・3 戸以上の農家組織 ・常雇用 3 名以上の農業法人	①樹園地整備 雨除け 10a 以上 果樹棚 20a 以上 かん水 50a 以上 ②一時管理 10a 以上	農業農村支援センター																																						
県営中山間総合整備事業	耕作維持が難しい農地や老朽化した水利施設等の生産基盤の整備を支援	国 55% 等	都道府県、市町村、協議会	・基盤整備面積 10ha 以上 ・5 法指定地域又は棚田指定地域で、傾斜 1/100 以上の面積が農用地の 50% 以上	地域振興局農地整備課																																						
農地耕作条件改善事業	担い手への農地集積に向けて、地域の多様なニーズに応じた耕作条件の改善等を支援	国 1/2、定額等	都道府県、市町村、土地改良区等	総事業費 200 万円以上 農業者 2 者以上	地域振興局農地整備課																																						

【気候変動に対応した新品種・新技術の開発、普及】

- 温暖化に対応する品種としては、高温下でも障害が発生しにくいリーフレタス「トリプルレッド（長・野60号）」を開発した他、本年度高温耐性を備えた水稻1品種の登録を申請したところであり、今後、着色の良いりんご1品種を予定している。
- 温暖化に対応する技術としては、りんご栽培での遮光ネットによる日焼け果を防止する技術など、生産者が取り組みやすい管理方法を開発したほか、現在の気候に対応できるよう、例えば病虫害防除や水稻の追肥のタイミングなど既存技術の見直しも進めているところ。
- また、カーネーションやいちごの施設園芸では、細かい霧を噴射し、夏場の高温と乾燥状態を緩和する細霧冷房装置を開発し、品質や収量向上の効果をあげている。
- 県では、これら開発した温暖化対策の技術指導に加え、暑さに強い新たな品目や温度抑制効果の高い資材、装置の導入について、次年度新たに、県単独事業を措置し支援することで、農作物の安定生産を図ってまいります。

【農業技術課】

項目	<p>2 遊休農地の発生防止・解消 (1)遊休農地対策の支援強化について</p>
改善意見	<p>遊休農地の再生活用を図るため、小規模な遊休農地を、簡易に再生・整備できるよう、基盤整備事業の更なる拡充と要件緩和を図るとともに、基盤整備、受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援、他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保など、総合的な支援を強化されたい。</p> <p>また、遊休農地等を再生し、担い手への農地の集積・集約化を進めるために有効な、農地中間管理機構関連農地整備事業について、現地の強い要望に応えられるよう、十分な県予算の確保を図るとともに、国に予算の大幅な増額を要請されたい。</p>
回答	<p>【遊休農地対策の総合的な支援】</p> <p>○ 小規模な遊休農地を含む遊休荒廃地対策への財政支援については、令和7年度から中間管理機構及び市町村を事業実施主体とする「遊休農地解消対策事業」（国庫事業）を予算化しており有効に活用されたい。加えて、遊休農地対策の総合的な支援については、関係課室で連携して取り組んでまいらる。</p> <p style="text-align: right;">【農村振興課】</p> <p>【農業委員会の農地利用最適化活動の推進】</p> <p>○ 農地利用最適化推進事業（国庫事業）を活用し、農業委員会の実施する農地利用の最適化活動で取り組む遊休農地の解消を支援してまいらる。</p> <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p> <p>【農地中間管理機構関連農地整備事業の予算確保】</p> <p>○ 地元負担の軽減を図り、担い手への農地集積・集約化を進める農地整備事業については、市町村からの要望を踏まえ県予算を確保しているが、全国的に要望が増加する中で、国からの割当額は充足していない状況であり、引き続き予算の確保を要望してまいらる。</p> <p>○ なお、担い手への農地の集積・集約化を進める事業としては、集積・集約化率に応じて地元負担の軽減が図られる「農業競争力強化基盤整備事業」についても、活用を検討いただきたい。</p> <p>○ また、遊休農地等の再生にあたり、受益面積の要件がなく、受益者2者以上、総事業費200万円以上で取り組める「農地耕作条件改善事業」や、国の農業構造転換集中対策として創設された「大区画化等加速化支援事業」においても、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水など、きめ細やかな対策工事が実施できるため、活用を検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【農地整備課】</p>

項目	<p>2 遊休農地の発生防止・解消 (2) 遊休農地に関する事務処理の効率化</p>
改善意見	<p>毎年、農業委員会が実施している農地全筆を対象とした「農地の利用状況調査」や「利用意向調査」及び、これらの国への詳細な報告業務は、事務の大きな負担となっている。</p> <p>このため、国が十分な予算を確保し、デジタル技術（衛星データ等）とAIの活用による現地調査手法の抜本的な見直しや、集計事務の効率化を進めるとともに、地域の実情に応じた調査項目・頻度の見直しを実施し、現場の負担を大幅に軽減するよう国に強く要請されたい。</p>
回答	<p>○ 遊休農地に関する措置の状況に関する調査については、令和3年度に従来から実施していた「遊休農地調査」と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」が統合されたところ。</p> <p>○ 統合の趣旨は、①調査の効率化、②地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、③荒廃農地の発生防止・解消に必要な有効かつ持続的な荒廃農地対策の検討、④荒廃農地の詳細な発生要因分析等に資するためとしていることから、調査の趣旨を御理解いただきたい。</p> <p>○ 調査に労力を要していることは認識しているところであり、従前から、国から調査に関する照会があった際には調査項目の削減の意見を提出してきたところ。今後も機会をとらえて、負担軽減を国に要請してまいります。</p> <p>○ なお、農地利用状況調査において農地遊休化の確認に衛星写真等を利用する場合には、国の「機構集積支援事業」により支援対象となることから、現場の声をお聞きしながら、事業費の確保や拡充について国に要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p>

項目	<p>2 遊休農地の発生防止・解消 (3) 未登記農地の解消と活用について</p>
改善意見	<p>法改正後も依然として未登記農地の解消が加速的に進んでいないことから、速やかに解消の進捗状況についての実態把握を行い、農地の所有者、相続人が速やかに相続登記を行うよう実効性のある措置を講ずるよう国に要請するとともに、所有者不明農地制度等の活用への支援を強化されたい。</p> <p>また、自ら耕作を行わず、農地中間管理機構への貸付意思も表明しない所有者に対し、実効性の高い法的措置、税制上の措置を講じるよう国に要請されたい。</p>
回答	<p>[相続未登記農地への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未相続農地を含む所有者不明農地については、平成30年の基盤強化法等の改正により農業委員会の所有者探索を経て、農地中間管理機構が借受け、活用を促進することができるようになっている。 ○ また、実効性を高めるため、国において令和5年4月に基盤強化法及び関連法が改正され、探索期間を6か月から2か月に短縮するなどの対応が図られたところであり、当面は現行制度における課題整理に務めていただき、国に対しては必要に応じて要請を検討してまいります。 ○ 県としては引き続き「地域計画」の実行を支援し、農地の有効活用に組んでまいります。 <p style="text-align: right;">【農村振興課】</p> <p>[所有者不明農地解消に向けた取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者不明農地対策事業(国庫事業)により、モデルに指定された市町村における所有者不明農地解消の取組を農業会議と共に支援してまいります。 <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p>

項目	<p>2 遊休農地の発生防止・解消 (4) 非農地判断への対応</p>
改善意見	<p>農業委員会は利用状況調査で再生利用が困難と判断した遊休農地について、直ちに非農地判断を行うこととされているが、地域の実情や農業委員会の状況を踏まえた現実的な対応ができるよう、運用指針の明確化と手続きの簡素化を国に働きかけられたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「非農地判断の徹底について」(令和3年4月1日農林水産省経営局農地政策課長通知)が発せられ、複数の筆で既に森林の様相を呈していること等を目視により確認したときは、境界が確定しない場合であっても、非農地判断を行うことが可能とされるなど、手続きの簡素化が図られたところ。 ○ 所有者との合意形成や周辺農地への影響の有無の判断に時間を要する等、農業委員会から寄せられている意見は国と共有しているところではあるが、引き続き現場の声として国へ伝えてまいります。 <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p>

項目	3 新規参入者・多様な担い手の確保対策 (1) 参入に係る初期投資への支援と情報発信の強化
改善意見	国は令和8年度予算で、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付単価の引き上げを行うとしているが、資材・機械価格の高騰はこれを上回っており、新規参入のハードルは依然として高い状況にある。 このため、同事業の交付単価を現場実態に即して更に引き上げるよう国に要請するとともに、県が行うオンライン相談会の充実や、地域計画と連動した「農地・空き家・設備」の一体的な情報発信の仕組みづくりへの支援を強化されたい。
回答	○ 「新規就農者育成総合対策」のうち就農準備資金・経営開始資金の助成単価の引き上げについては、昨年から国に要請しているところ。就農時には、多くの設備投資が必要になることから、就農者の負担軽減が図られ、早期に経営が安定するよう、国に必要な支援を要請してまいる。 ○ 県では、対面方式に加えオンライン方式による相談会のほか、就農情報ポータルサイト「デジタル農活信州」を運営し、市町村やJAなど最新の支援情報などを発信するとともに、産地が求める人材を呼び込めるようサイトの充実を図ってまいる。 【農村振興課】

項目	3 新規参入・多様な担い手の確保対策 (2) 50歳以上の者への就農支援
改善意見	国の「新規就農者育成総合対策」の支援対象外となっている50歳以上の意欲ある就農希望者への県の支援を強化するとともに、国に対して新規就農支援に係る事業・制度の年齢制限の見直しや、更なる要件緩和などを強く働きかけられたい。
回答	○ 50歳以上も認定農業者や認定新規就農者として市町村等の認定を受けることで、有利な融資制度や国庫補助事業の対象となるため、引続き営農計画の作成などを支援するとともに、農業農村支援センターによる伴走支援により早期の経営安定化が図れるようサポートしてまいる。 ○ また、「新規就農者育成総合対策」については、年齢要件の緩和等を引き続き、国に要望してまいる。 【農村振興課】

項目	<p>3 新規参入者の確保対策について</p> <p>(3) 中山間地域における多様な参入形態への支援</p>
改善意見	<p>人口減少が深刻な中山間地域においては、専業農家だけでなく、定年退職者や企業参入、半農半Xなど多様な担い手の参入を加速する必要があることから、参入後のフォローアップ体制を含めた総合的な支援を強化されたい。</p>
回答	<p>○ 定年退職者等に対しては各地における農業講座の開催等により、定年帰農を支援してまいる。</p> <p>○ 企業等の農業参入は、受入を希望する市町村の農地カルテを作成するとともに、参入を希望する企業の掘り起こしや意向を確認しながら、マッチングを進めてまいる。</p> <p>○ 半農半Xや農ある暮らし希望者などは、農業農村の多様な担い手・支え手として重要なことから、首都圏等でのセミナー開催や相談活動などにより、呼び込みを進めるとともに取組をサポートしてまいる。</p> <p style="text-align: right;">【農村振興課】</p>

項目	4 地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進
改善意見	<p>営農型太陽光発電設備の下部において、適切な営農が行われるよう、引き続き、国のガイドラインおよび「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づき、厳格な審査と事後指導を実施されたい。</p>
回答	<p>【営農型太陽光発電の不適切事案の発生防止と発生時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発電に重きを置き営農がおろそかにされる等の課題に対応するため、令和6年4月に「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知）が制定されたところ。 ○ 当該ガイドラインは、従来の国の通知を改め、審査基準等がより具体化・厳格化されたものとなっており、県は当該基準に基づいて許可の判断をしているところ。 ○ また、許可済み案件の現地調査に際し、一定規模（支柱部分と下部農地の合計で4ha）を超えるものは、地方農政局の同行を要請することが望ましいとされており、県では本年度も関東農政局同行のうえ現地調査を行ったところであり、営農の適切な継続の確保を図っているところ。 ○ 加えて、令和6年9月に施行された「営農型太陽光発電の不適切事案への対応について」（農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長ほか通知）では、不適切事案に対する農地転用許可権者等による指導や担当部局間での情報共有の徹底などにも触れられているところ。 ○ 上記のガイドライン等の趣旨を踏まえ、不適切事案の発生防止及び発生した際の対応を行ってまいります。 <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p> <p>【太陽光条例に基づく厳格な審査と事後指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害防止のため、災害発生リスクの高い区域への設置については、許可基準への適合を厳格に審査するとともに、それ以外の区域での設置についても、本条例の適正な運用を行ってまいります。 ○ 発電施設等の維持管理について、維持管理に関する基準に適合していない場合や、適切な維持管理を行っていないと認められる場合には、本条例に基づき、必要な措置を講ずるよう事業者へ指導してまいります。 <p style="text-align: right;">【環境部ゼロカーボン推進課】</p>

項目	<p>5 農業者安心して農地の集積・集約化に取り組める経営環境の確立</p> <p>(1) 資材等の価格高騰対策</p>
改善意見	<p>肥料・飼料・エネルギー等の価格の高止まりが農業者の経営を圧迫していることから、価格補填などの経営支援を的確に継続するよう国に要請されたい。</p> <p>また、県内の農業者の経営実態を踏まえ、交付金等を活用した県独自の支援を機動的に措置されたい。</p>
回答	<p>【継続的な農家支援対策】</p> <p>○ 農業分野の価格高騰対策としては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（旧名称：新型コロナウイルス感染症対応、電力・ガス・食料品等価格高騰対応）を活用し、令和4年後からこれまでに総額で(45億円以上)の支援を実施してきたところ。</p> <p>【肥料】</p> <p>○ 1月補正予算において化学肥料の使用量削減に向けた緑肥の活用拡大対策を講じるとともに、農業経営への影響を的確に把握しながら、化学肥料低減による環境にやさしい農業に取り組む農業者を中心に、国の交付金等を活用した支援を行うなど、必要な対策を講じてまいる。</p> <p>【飼料】</p> <p>○ 国産飼料の増産に向けた生産機械の貸出のほか、1月補正予算では国の重点支援交付金を活用して未利用飼料資源利用促進支援事業を措置し、食品製造副産物などの飼料利用を進めているところ。また、令和8年当初予算では「持続可能な畜産経営推進事業」を措置しており、飼料価格高騰の影響を含めた畜産経営全体の収益構造の改善に向け、持続的な生産システムへの転換を進めてまいる。</p> <p>【エネルギー等】</p> <p>○ 1月補正予算において、国の重点支援交付金や国庫事業を活用し、共同利用施設の電気料金や燃油費の高騰対策、きのこ類の生産資材高騰対策、農業生産現場における省エネ設備の更新等の支援のための事業を措置したところ。</p> <p>○ 今後も農業資材等の価格の高止まりの状況が続くことが見込まれることから、引き続き、各農業農村支援センターに設置した相談窓口における相談対応を通じ、農業経営への影響を的確に把握しながら、営農継続に必要な経営指導やアドバイスを実施するとともに、国に対する支援要請も含め、必要な取組を講じてまいる。</p>

項目	<p>5 農業者が安心して農地の集積・集約化に取り組める経営環境の確立 (2) 再生可能な農畜産物価格の実現に向けた仕組みづくり</p>
改善意見	<p>生産コストを的確に反映した再生産可能な農産物価格を実現するため、本年4月に施行される食料システム法に基づく「新たな価格形成の仕組み」が的確に機能するよう、農政局に設置される価格Gメンを大幅に増員するなど、的確な指導・勧告を行える体制を早期に整備するよう国に要請されたい。</p> <p>また、価格転嫁の前提となる農業・農村の重要性についての国民・県民理解の醸成のための啓発活動を強化するとともに、スマート農業の導入によるコストの削減、労力補完、生産性向上への支援を更に充実されたい。</p>
回答	<p>【価格形成の仕組みの実効化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、生産者が所得を確保し営農を継続できるよう、生産から消費に至る物流取引の各段階の価格動向の把握・公表による「流通構造の透明化」及び「実効性の高い価格形成の仕組みづくりの構築」を国へ要請してきたところ。 ○ 引き続き、持続可能な食料供給体制の確立に向け、適切な制度運用が図られるよう、地域の実態に即したコスト指標の作成及び実効性確保に向けた早急な体制整備が図られるよう、国へ要請してまいる。 <p>【県民への啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産現場や県産農畜産物の魅力を伝える動画及びオリジナル曲を製作し、YouTube等のSNSやスーパーの店内放送等を活用した広報を実施しているところ。 ○ 今後も引き続き、しあわせバイ信州運動や長野県広報パートナー等とも連携しながら、県産農畜産物等の価値や魅力の発信を通じて、農業・農村の重要性に対する県民理解の醸成を図ってまいる。 <p style="text-align: right;">【農産物マーケティング室】</p> <p>【スマート農業の導入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで信州農業生産力強化対策事業（県単）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策（国庫）等を活用し、農業者等のスマート農業機器の導入を支援。 ○ 令和6年度に施行された「スマート農業技術活用促進法」に基づき、生産性向上に取り組む農業者を支援するとともに、費用対効果を十分に考慮することが重要であり、作業を請け負うなどの農業支援サービスの活用が期待される。 ○ 次年度は、地域計画を踏まえて、重点的にスマート化を進める地域を設定し、県が専門のアドバイザーを派遣し、技術導入に向けた伴走支援を行ってまいる。 <p style="text-align: right;">【農業技術課】</p>

項目	5 農業者が安心して農地の集積・集約化に取り組める経営環境の確立 (3) 米政策の見直しへの対応
改善意見	食料安全保障の要である米を、生産者が将来にわたって安心して生産できる経営環境を整えていくため、米政策の見直しに当たっては、真に生産者の経営安定につながる制度の見直しとするよう国に要請されたい。 また、国の交付金の見直しにより、中山間地域の「そば」など、地域振興作物の営農継続が困難になることがないよう、新たな支援制度の創設を含め、万全の措置を講じられたい。
回答	○ 水田政策の見直しに関しては、対象農地が「田」だけでなく「畑」まで広がることによる予算の不足及び支援水準の低下とならないよう、国に対して要望を行ったところ。 ○ 新たな水田政策の概要については、令和8年6月位に示される見込みであるため、情報を早期に仕入れ、市町村、JA等に周知するとともに、地域振興作物の持続可能な営農ができるよう、必要に応じて国に要請してまいる。 【農業技術課】

項目	5 農業者が安心して農地の集積・集約化に取り組める経営環境の確立 (4) 野生鳥獣対策
改善意見	野生鳥獣による農業被害は、経済的な被害に加え、耕作放棄や営農の断念など、直接被害額に現われない地域農業の衰退という影響を及ぼしており、特に中山間地域での被害は深刻である。 このため、侵入防止柵の設置や維持管理に対する継続的な支援を行うとともに、捕獲等の担い手の確保・技能向上、捕獲した鳥獣のジビエへの活用、円滑な埋却処理への支援を強化すること。
回答	【侵入防止柵への支援】 ○ 国交付金の予算確保に努め侵入防止柵や緩衝帯整備により、農林業被害の軽減に努めているところ。引き続き、交付金による新たな侵入防止柵の設置に加えて、維持管理の効率化を図るため、通電性を有する防草シートや鉄鋼スラグ舗装による地際補強や、電気柵の電圧を自動で測定可能な ICT 機器等の活用による省力化を推進するとともに、被害集落に対し正しい柵の設置方法を指導してまいる。 【農業技術課】 【捕獲者確保、ジビエ活用等への支援】 ○ クマ対策の充実を図る中で、鳥獣に関する専門的知識や経験を有する人員の強化が必要であると認識しており、任用形態や処遇のあり方など、任用に係る様々な課題について検討を進める必要があると考えている。 ○ 中長期的には、狩猟者を目指す方のための研修会や、初心者のための「ハンターデビュー講座」、銃や罠による捕獲技術向上のための研修会などを通じて、担い手の育成に努めてまいる。 ○ 捕獲した鳥獣のジビエへの活用および埋設処理については、野生鳥獣総合管理対策事業（個体数調整事業）により市町村への支援を国の交付金を活用して実施しているところだが、当初での予算措置が不十分であることから、国に対して要望してまいる。 【森林づくり推進課】

項目	6 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し
改善意見	<p>本県においては、多くの農業委員会、農業委員と農地利用最適化推進委員がほぼ同じ業務を行っている実態を踏まえ、農業委員会が「地域計画」に基づく「農地利用の最適化活動」を一体的、機動的に実施できるよう、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割を整理・統合し、農業委員に一本化するよう、国に強く働きかけられたい。</p>
回答	<p>○ 農業委員と農地利用最適化推進委員が共にご苦勞されながら最適化活動に取り組まれていることを承知しており、皆様の声を国へ伝えてまいります。皆様の実態は、11月に国へ伝えたところ。</p> <p>○ 現場の声を踏まえて、今後も必要に応じて国に要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p>

令和8年度全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会の開催について

1. 全国農業委員会会長大会

- (1) 日時 令和8年6月2日(火) 13時～14時50分(開場11:00)
- (2) 場所 「文京シビックホール」東京都文京区春日1-16-21
- (3) 開催内容 下欄の開催要領(抜粋)のとおり

2. 長野県選出国會議員への要請懇談会 (大会終了後)

- (1) 日時 令和8年6月2日(火) 15時30分～16時30分
 - (2) 場所 東京都 衆議院第二議員会館 多目的会議室
- ※懇談会終了後、国會議員と懇親会(会費5,000円)を予定。(16時45分～1時間程度)
- 場所：ニュートーキョー衆議院第二議員会館店(地下1階)

令和8年度全国農業委員会会長大会開催要領(抜粋)

= 「地域計画」の実現を通じた持続可能な農業・農村の構築に向けて =

令和8年2月
一般社団法人全国農業会議所

1. 目的

全国の農業委員会会長の参加により令和8年度全国農業委員会会長大会を開催し、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案を決議するとともに、「地域計画の実現を通じた持続可能な農業・農村を創る全国運動」に組織を挙げて取り組むための申し合わせ決議等を行う。
なお、同大会と併せて、第32回「農業委員会だより」全国コンクール表彰式及び令和7年「全国農業新聞表彰」表彰式を行う。

2. 主催

(一社) 全国農業会議所

3. 参加者

市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役職員等 参集人数：約1,800人

4. 実施方法

会場への参集による開催

5. 期日

令和8年6月2日(火) 13:00～14:50(開場11:00)

※「農委だより・全国農業新聞表彰」の表彰式を12:40から実施

6. 場所

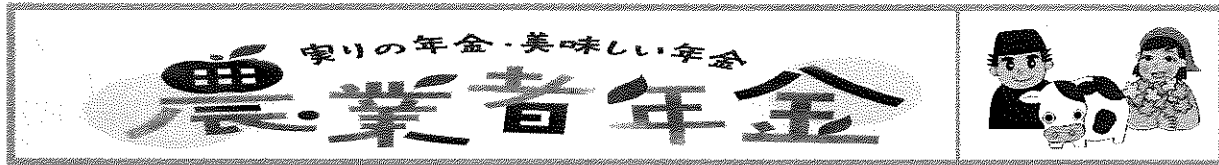
東京都文京区春日1-16-21「文京シビックホール」

7. 次第

I. 「農業委員会だより」全国コンクール・「全国農業新聞表彰」 表彰式

II. 全国農業委員会会長大会

- (1) 開会
- (2) 主催者挨拶
- (3) 来賓挨拶
- (4) 運営委員長報告
- (5) 議長選出
- (6) 議案
 - ① 提案決議
第1号議案 「政策提案」(案)(タイトルは調整中)
 - ② 申し合わせ決議
第2号議案 「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ(案)
第3号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ(案)
- (7) 農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明
- (8) ガンパロー三唱
- (9) 閉会



加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議
令和8年4月15日 <No.1>

☆令和7年度の新規加入実績がまとまりました！

3月の新規加入者は、下表のとおり 12市町村で 20人の皆さまが新たに加入されました。これにより、令和7年度の実績がまとまりました。本年度の新規加入者は、県全体で 118人（目標達成率 85%）となり、31市町村で全体目標を達成いただきました。日頃からの声掛けや、農業者年金研修会への参加による制度理解が、成果につながっております。誠にありがとうございました。そして令和8年度がスタートしました。今年度も「農業者年金を知らなかった！」という方を減らしていけるよう、引き続き周知活動へのご協力をよろしくお願いいたします。

表：3月の新規加入者数

（単位：人）

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20~39歳	女性		全体	20~39歳	女性
川上村	1		1	下條村	1	1	
南牧村	1	1		山形村	1	1	
飯島町	1	1		長野市	3	1	1
飯田市	1	1	1	小布施町	1		1
高森町	3	2	2	中野市	1	1	1
平谷村	1	1		山ノ内町	5	3	2
				合計 12市町村	20	13	9

☆令和8年度の主な会議・研修会の予定

- 4月17日（金）WEB「新任担当職員研修会」
- 5月下旬～6月上旬 WEB「課題別説明会【現況届】」
- 7月3日（金）WEB「業務担当者会議」（年金業務担当者を対象）
- 9月2日（水）松本市浅間温泉文化センター大会議室「加入推進特別研修会」※
- 2月～3月上旬 WEB「課題別説明会【事務引継ぎ】」

※は、加入推進部長、農業委員・推進委員、JA役職員、担当者などを対象
今年度は県内1会場での開催を予定しています。大勢の皆様のご参加をお願いします。
このほかに、改選市町村を対象に「加入推進研修会」を随時開催します！
講師の依頼等ありましたら、農業会議までご相談ください。

☆インフォメーション♪

農業委員会事務局のみなさまへ

- ・令和7年度「農業者年金業務委託手数料実績報告書」「加入推進活動管理表」について
5月11日（必着）までに農業会議までご提出ください。（R8.3.6 mailにて通知済）

令和7年度 農業者年金の新規加入実績

(令和8年3月末日現在)

(単位：人)

市町村名	令和7年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
小諸市	2	2	1	2	2	1	○	○	○
佐久市	4	3	2	1	1	1			
小海町	1	1	1						
佐久穂町	1	1	1						
川上村	7	6	3	2	1	1			
南牧村	3	3	2	2	1				
南相木村	1	1	1	1		1	○		○
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1	3	2		○		
御代田町	2	1	1						
立科町	1	1	1	1			○		
佐久計	24	20	15	12	7	4	4	1	2
上田市	3	2	1	1					
東御市	2	2	1	4	3	1	○	○	○
長和町	1	1	1	1	1	1	○	○	○
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	6	4	2	2	2	2
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1	2		1	○		○
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1	1			○		
原村	2	2	1						
諏訪計	8	6	6	3	0	1	2	0	1
伊那市	2	1	1	2	1	1	○	○	○
駒ヶ根市	1	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1	1	1		○	○	
南箕輪村	1	1	1	1	1		○	○	
中川村	1	1	1						
宮田村	1	1	1						
上伊那計	9	8	8	4	3	1	3	3	1
飯田市	5	3	2	7	5	5	○	○	○
松川町	3	2	1	3	2		○	○	
高森町	2	1	1	3	2	2	○	○	○
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1		1	1		○	○	
根羽村	1								
下條村	1	1	1	2	2		○	○	
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1	1			○		
豊丘村	1	1	1						
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	17	12	7	6	5	2

市町村名	令和7年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曾計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	8	5	4	6	1	1			
塩尻市	3	2	2	4	2	1	○	○	
安曇野市	4	3	2	5	1	2	○		○
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1						
山形村	2	1	1	2	1	1	○	○	○
朝日村	1	1	1	1			○		
筑北村	1	1	1						
松本計	21	15	13	18	5	5	4	2	2
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1						
小谷村	1	1	1						
北アルプス計	5	5	5	0	0	0	0	0	0
長野市	7	3	3	7	4	3	○	○	○
須坂市	4	2	2	6	4	4	○	○	○
千曲市	2	1	1	4	3		○	○	
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1	6	4	4	○	○	○
高山村	1	1	1						
信濃町	1	1	1	1	1		○	○	
飯綱町	2	1	1	1	1	1		○	○
小川村	1		1	1	1	1	○		○
長野計	22	11	12	26	18	13	6	6	5
中野市	8	4	3	15	8	6	○	○	○
飯山市	2	1	1	6	4	1	○	○	○
山ノ内町	3	2	2	10	6	2	○	○	○
木島平村	1	1	1	1	1		○	○	
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	16	10	9	32	19	9	4	4	3
県計	139	97	89	118	68	42	31	23	18

85% 40%

は、令和7年度目標数を達成した市町村。

全国農業会議所会長感謝状 受賞者名簿

(敬称略)

1 全国農業会議所会長感謝状(在任3年以上)

氏名	ふりがな	在任時の所属・職名・号	在任年月		在任期間
			就任	退任	
青木 保	あおき たもつ	長野市農業委員長	令和2年3月9日	令和8年3月1日	6年
伊藤 洋人	いとう ひろと	(一社)長野県農業会議専務理事兼事務局長	令和3年4月1日	令和8年3月31日	5年
小林 安男	こばやし やすお	(公財)長野県農業開発公社理事長	令和5年4月6日	令和8年3月31日	3年

※前回の感謝状贈呈以降(令和7年11月14日～)の退任該当者

一般社団法人長野県農業会議常設審議委員 名簿

(令和8年4月15日現在)

区分	氏名	所属等	備考
4項1号	市川 覚	佐久市農業委員会会長	
〃	小山田 武	小諸市農業委員会会長	
〃	片岡 正夫	上田市農業委員会会長	
〃	小泉 幸善	諏訪市農業委員会会長	
〃	氣賀澤道雄	駒ヶ根市農業委員会会長	
〃	高田 清人	飯田市農業委員会会長	
〃	高橋 徳	南木曾町農業委員会会長	
〃	田中 悦郎	松本市農業委員会会長	
〃	佐原 悦司	安曇野市農業委員会会長	
〃	伊藤 宏昭	大町市農業委員会会長	
〃	柳澤 雅仁	千曲市農業委員会会長	
〃	神林 利彦	須坂市農業委員会会長	
〃	曾根 信一	長野市農業委員会会長	
〃	増田 善行	中野市農業委員会会長	
〃	沼田 浩子	飯山市農業委員会会長	
4項2号	望月 雄内	学識経験者 (前長野県議会議員)	
〃	依田 明善	学識経験者 (長野県議会議員)	
〃	日躰 正博	学識経験者 (木島平村長)	
〃	浅田みさ子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会会長)	
〃	高林 敬子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会副会長)	
〃	小林 文彦	学識経験者 ((一社)長野県農業会議 元専務理事・事務局長)	
〃	小林 茂樹	学識経験者 ((一社)長野県農業会議専務理事兼事務局長)	4/1就任
5項2号	神農 佳人	長野県農業協同組合中央会会長	
5項3号	中村 光男	長野県農業共済組合常務理事	
5項4号	眞島 実	長野県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会副会長	
〃	宮澤 清志	長野県信用農業協同組合連合会経営管理委員	
〃	長谷川孝治	全国農業協同組合連合会長長野県本部長	
5項5号	村山 一善	公益財団法人長野県農業開発公社理事長	4/6就任
〃	平林 孝保	長野県土地改良事業団体連合会常務理事	
〃	新芝 正秀	公益社団法人長野県農業担い手育成基金専務理事	

令和8年度一般社団法人長野県農業会議職員事務分担表
(長野県農業委員会ネットワーク機構)

令和8年4月1日

職名		氏名	担当事務
事務局長 (専務理事兼務)		小林 茂樹	事務局総括
部	正	副	担当事務
	職・氏名	氏名	
総務・情報部	部長 土屋 剛志 (兼 担い手・経営・年金部長)	中島 健貴	1 総務・情報部総括 2 農業委員会法に基づく組織体制整備に関する総括 3 定款等諸規程・会員管理等組織運営に関する事項 4 事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算に関する事項 5 労務管理及び人事に関する事項 6 農業委員会ネットワーク機構費補助事業に関する事項 7 農業委員会法の相談・研修業務に関する事項 8 組織運営会議(総会・理事会・常設審議委員会)の開催に関する事項(正) 9 他機関・団体との連携調整に関する事項(正) 10 事務・環境改善に関する事項(正) 11 農業会議と農業開発公社との事務連携に関する事項
	審議役 中島 健貴	土屋 剛志	1 総務・情報部長の職務遂行の補佐 2 会計・福利厚生・服務・文書・公印に関する事項 3 庁舎管理・ホームページに関する事項 4 組織運営会議(総会・理事会・常設審議委員会)の開催に関する事項(副) 5 情報提供活動(全国農業新聞・全国農業図書)の普及推進・地方版の編集に関する事項 6 農業会議広報誌の発行に関する事項 7 鉢花園芸組合の活動支援に関する事項 8 他機関・団体との連携調整に関する事項(副) 9 事務・環境改善に関する事項(副)
	嘱託 倉田 幸代	土屋 剛志	1 本会計の経理・出納に関する事項 2 情報提供活動(全国農業新聞・全国農業図書)の普及事務に関する事項
農政・農地部	部長 坂下 広	松田 美夏 土屋 優英 岩瀬 晃英	1 農政・農地部総括 2 県・農業団体との連携調整に関する事項 3 地域計画の実践、ブラッシュアップに関する事項(正) 4 要請活動に関する事項(改善意見に関する事項を含む)(正) 5 農地審議・農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(南信地区担当)
	係長 松田 美夏	土屋 優英 岩瀬 晃英	1 農政・農地部長の職務遂行の補佐 2 農地法等法令に基づく業務・遊休農地対策に関する事項(総括) 3 農業委員会サポートシステム(主)及びタブレット(副)の運用・利用推進に関する事項 4 農地審議・農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(東信地区担当) 5 長野県農業委員会女性協議会の活動支援に関する事項 6 長野県農業団体災害対策協議会の活動支援に関する事項 7 所有者不明農地に関する事項
	主査 土屋 優	松田 美夏 岩瀬 晃英	1 地域計画の実践、ブラッシュアップに関する事項(副) 2 農地利用最適化活動の推進に関する事項(農地利用最適化交付金の活用推進含む) 3 農業委員会大会に関する事項(主) 4 要請活動に関する事項(改善意見に関する事項を含む)(副) 5 農地審議・農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(中信地区担当) 6 機構集積支援事業に関する事項(副) 7 長野県農業委員会協議会の活動支援に関する事項
	主事 岩瀬 晃英	松田 美夏 土屋 優	1 農業委員会サポートシステム(副)及びタブレット(正)の運用・利用推進に関する事項 2 農業委員会大会に関する事項(副) 3 農地審議・農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(北信地区担当) 4 機構集積支援事業に関する事項(主) 5 長野県養鶏協会の活動支援に関する事項 6 田畑売買価格調査に関する事項
	農地相談員 森住 浩光 青木 龍男 (南信州支部駐在)	中島 健貴 坂下 広 高嶋 恵梨香 松田 美夏 土屋 優英 岩瀬 晃英	農地相談等に関する事項

部	正	副	担 当 事 務
	職・氏名	氏 名	
担 い 手 ・ 経 営 ・ 年 金 部	(兼)部長 土 屋 剛 志	山 際 義 人	1 担い手・経営・年金部総括
	部長代理 山 際 義 人	高 嶋 恵 梨 香	1 担い手・経営・年金部長の職務遂行の補佐 2 雇用就農資金及び就農希望者に対する相談活動に関する事項 3 長野県農業法人協会の活動支援に関する事項 4 農業経営者組織の運営に関する事項
	主 任 高 嶋 恵 梨 香	山 際 義 人	1 農業者年金対策の推進及び長野県農業者年金推進協議会の活動支援に関する事項 2 信州水田農業経営者会議、長野県国際農友会の活動支援に関する事項 3 農作業料金・農業労賃調査及び長野県農作業標準労賃・農業機械作業標準料金の設定に関する事項
	農業者年金総合指導員 横 田 幸 美	高 嶋 恵 梨 香	1 農業者年金の相談活動に関する事項 2 農業者年金業務の総合指導に関する事項 3 農業者年金の広報活動(加入推進ニュース等)に関する事項
	雇用就農専門員 奥 村 恵 美 子	山 際 義 人	雇用就農資金に関する事項
	雇用就農専門員 富 岡 稔 雄	山 際 義 人	雇用就農資金に関する事項
参 事	砂 場 洋 次	小 柳 美 紀 子	1 農業経営者サポート事業に関する事項 2 長野県農業再生協議会担い手・農地部会との事業連携推進に関する事項
	囑 託 小 柳 美 紀 子	砂 場 洋 次	1 農業経営者サポート事業に係る専門家派遣に関する事項

(関係団体)

全国農業新聞長野県支局・全国農業図書長野県支局

正	副	担 当 事 務
	職・氏名	
主 事 (兼)農業会議囑託) 倉 田 幸 代	中 島 健 貴	1 全国農業新聞長野県支局、全国農業図書長野県支局事務に関する事項 2 全国農業新聞・全国農業図書の代金回収事務に関する事項

長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)

正	副	担 当 業 務
	職・氏名	
事務局長 兼経営構造コンダクター (兼)農業会議参事) 砂 場 洋 次	小 柳 美 紀 子	1 事務・事業の総括 2 認定農業者・集落営農組織など、担い手の確保・育成、経営管理能力の向上、経営基盤強化支援に関する事項 3 担い手への農地利用集積の推進及び遊休農地対策に関する事項 4 他機関・団体との連携調整に関する事項 5 農業経営者サポート事業に関する事項
主 任 (兼)農業会議囑託) 小 柳 美 紀 子	砂 場 洋 次	1 経理・庶務に関する事項 2 地域営農基盤強化総合対策事業に関する事項 3 収入減少影響緩和交付金事業積立金の管理業務に関する事項

令和8年度 農政部関係職員名簿

(令和8年4月1日現在)

職 名	氏 名	備 考	
農 政 部 長	根 橋 幸 夫	R8. 4. 1付け異動	
農 政 部 次 長	片 井 基 典	R8. 4. 1付け異動	
農 業 政 策 課 長	井 浦 慶 久		
農業政策課農産物マーケティング室長	中 谷 ま ゆ み	R8. 4. 1付け異動	
農 業 技 術 課 長	城 取 和 茂	R8. 4. 1付け異動	
園 芸 畜 産 課 長	山 宮 英 樹		
畜産支援・防疫対策担当課長	大 池 英 樹		
農 地 整 備 課 長	小 松 俊 一		
農 村 振 興 課 長	白 石 順 一		
農 業 政 策 課	企 画 幹 兼 課 長 補 佐	増 尾 久 美	R8. 4. 1付け異動
	企 画 幹 兼 企 画 係 長	小 船 井 功	
	農 地 調 整 係 長	野 村 充 宏	
	農地調整係 主 任	酒 井 俊 吾	R8. 4. 1付け異動
	〃 主 任	浅 井 順 平	
	〃 主 事	小 川 珠 生	
	〃 主 事	岩 淵 優 真	R8. 4. 1付け異動
	課長補佐兼農業団体・共済係長	市 川 真 也	
	主 事	澤 登 陸	
	農業団体・共済係 行政事務員	北 澤 智 美	

